

第九節 西郷南洲先生の流謫

一 流謫の南洲翁

西郷南洲先生の流謫とその指導・影響について、土持政照氏の長男綱義氏は「沖永良部島郷土史資料」で「流謫の南洲翁」と題して、次のように述べている。

本書編纂について

本稿ハ 南洲翁沖永良部謫居中 ①土持政照親シク翁ヨリ直接伝聞セシ事実及政照ガ実見セシ事実ヲ筆記シ順ヲ逐テ綴立テタリ 歴史家ノ参考ニ資スルヲ得バ大幸ナリ

昭和三年一月十九日

筆者 ②土持綱義

一 流謫ノ事情

南洲翁幼名吉之助 後改メテ隆盛ト称ス 南洲ハ其号ナリ 文政十年十二月七日鹿児島市加治屋町ニ生ル 大久保利通 海江田信義 伊地知正治 吉井友実等ト共ニ藩儒ニ学ビ 又学館聖堂ニ入りテ精究苦学ス 後家計豊ナラザル故ヲ以テ郡方書役トナル 干時年甫テ十五励精衆ニ挺デ當時ノ異物ト称セラル 後 小姓伊藤才藏之ヲ斉彬公ニ薦ム 公其言動ノ非凡ナルヲ察シ御庭方役ヲ命セラル 翁是ヨリ自由ニ庭内ニ出入シ常ニ公ニ面謁シテ国事ノ機密ヲ談ス 言尽ク正理ニ合シ事皆公ノ所思ト相投合スルヲ以テ 益々公ノ信任ヲ受クルニ至レリ

此時ニ当リ 斉彬公尊王ノ大義ヲ説キ国家ノ統一ヲ謀ラント欲シ 安政五年翁ヲシテ京師ニ入り諸藩ノ有志ト謀リ幕府ノ専横ヲ制シ望威ノ式微ヲ恢復スルノ策ヲ講ゼシム 翁内命ヲ奉ジテ京師ニ入り清水寺ノ僧月照ト相往来シ公卿縉紳有志ノ間ニ奔走逡旋スル所アリ 月照其間ニ立チ縉紳ノ間ニ出入スルノ便利ヲ与ヘ 事漸ク其緒ニツキ諸大藩合従連絡ノ策将ニ成ラントスルニ当リ 京師

ノ形勢ニ変 井伊大老ガ大飛躍ヲ試ミ 幕威大ニ奮ヒ天日マサニ光ヲ失ハントスルノ勢ヲ呈シ 為ニ大ニ幕府ノ注目スル所トナリ 諸有志多クハ捕縛セラレ 公卿縉紳退縮スルニ至リ 翁等ノ探偵亦頗ル厳ナリ 翁報國尽忠ノ熱誠溢レテ禁ズル能ハズ 大ニ決スル所アリ 書ヲ斉彬公ニ奉リ永訣ノ意ヲ表セリ 曰ク

臣吉之助終身君側ニ侍シ以テ驚カヲ効サント期セシニ 今ヤ形勢ニ変シ 幕威大ニ振ヒ 皇室ノ危キ累卵モ甞ナラザル勢ヲ現セリ 時斯クノ如クナレバ俄ニ目的ヲ遂グルニ由ナカラントス 臣唯一死君国ニ報ズルノミ云々

書未ダ達セザルニ忽然公ノ訃音故国ヨリ飛来ス 翁長歎大息我事已ムト終ニ屠腹殉死ニ決ス 干時僧月照諫メテ曰ク 大守ノ薨去ニ志ヲ屈シ茲ニ非命ノ死ヲ為スハ却テ君命ニ背クモノナリ 君ニシテ死セバ誰力能ク後事ニ任シ尊王ノ大志ヲ貫徹スル者アランヤ 能ク百難ヲ排除シ先公ノ遺志ヲ継ギ後日目的ヲ達スルコソ先公ニ報ヒ奉ルノ道ニシテ又皇室ニ対スル本分ニアラズヤ 愚僧不肖ト雖モ亦カヲ効スアラント 翁大ニ感悟シ 互ニ水魚ノ交ヲ結び供ニ力ヲ協セ大権ノ恢復ヲ謀ランコトヲ約セリ

而テ翁及月照等ノ探偵益々厳ヲ加ヘ 捕吏出没身ヲ京師ニ容ルルノ地ナキニ至リ 近衛公ノ依囑ヲ受ケ百方月照ヲ庇護スト雖モ 彼我共ニ危ク 遂ニ難ヲ薩摩ニ避ケ時運ノ至ルヲ俟ツニ若カザルヲ察シ 海江田信義ト共ニ月照及其僕大槻重助ヲ伴ヒ 窃ニ遁レテ長州下ノ関ニ至ル然ルニ翁以為ラク月照ヲシテ薩摩ニ潜匿セシムルニハ一旦薩地ニ歸リ之ガ準備ヲ為サザル可カラズト 月照主従ヲ海江田氏ニ託シテ筑前ニ潜匿セシメ自ラ郷里ニ歸レリ 翁ガ帰藩ノ当時ハ恰モ斉彬公逝キ忠義公嗣ギ久光公其上ニ立ツテ藩政ヲ聽断シ 藩内ノ形勢全ク一変シ 甞ニ斉彬公経営ノ規模存セザルノミナラズ 尊王派ノ勢力地ニ墜チ佐幕的公武論勢ヲ得専ラ幕府ノ意ヲ迎フルノ色アリキ 斯ノ如クナルヲ以テ翁ノ所思大ニ齟齬シ月照潜匿ノ準備モ遂ニ水泡ニ属セリ 是ヨリ先海江田氏モ亦謀ル所アラント欲シ 月照主従ヲ同志ニ託シ藩ニ帰レリ然ルニ幕吏ノ追跡益々急ニシテ 月照己ニ危カラントスルニ方リ 筑前ノ志士平野次郎国臣海江田氏ノ音信ヲ待ツニ遑アラズシテ 月照等ヲ伴ヒ行脚ノ装ヲナシ漸ク薩摩ニ入ルヲ得 翁大ニ其無事ヲ喜ビタリ 幕吏月照ノ薩地ニ遁レタルヲ聞キ 追テ鹿児島ニ入り探偵最モ急ニシ

テ搜索頗ル厳ナリ 是ヲ以テ藩庁大ニ幕府ノ嫌疑ニ触レ
ンコトヲ憂ヒ 翁ニ告グルニ事情ヲ以テシ 且曰ク宜敷
月照ヲ日州ニ潜匿セシメ以テ時機ノ到ルヲ待タシムベシ
ト 翁之ヲ諾シテ帰り月照ニ言ヒテ曰ク 薩庁昌アリ師
ヲシテ難ヲ日向ニ避ケシム可シト 月照曰ク吾之ヲ悟ル
日州ハ風濤險惡余ノ死ス可キ所ナリ 今難ヲ彼ノ地ニ避
ケ後日幕吏ノ辱ヲ受ケンヨリハ君ノ手ニ死セン 我命今
日ニ極マレリ願クバ刎頸ノ勞ヲ惜ム勿レト意氣自若タリ
翁曰ク吾豈国柱ヲ研ルニ忍ビンヤト互ニ悲憤慷慨禁ズル
能ハズ 遂ニ身ヲ錦江ノ魚腹ニ葬ランコトヲ約セリ 玆
ニ於テ安政五年十一月十六日夜舟ヲ艤シ 平野国臣 大
槻重助等ト共ニ纜ヲ鹿兒島灣頭ニ解ク 舟行矢ノ如ク忽
ニシテ大崎鼻沖ニ至ル 此夜一天拭フガ如ク四顧沈々ト
シテ爐声収マリ玉鬼皎々トシテ溶々タル滄波ヲ照ラシ万
斛無限ノ感慨一葉ノ輕舟ニ集ル 翁予メ酒饌ヲ具ヘ月照
ニ謂テ曰ク 江山ノ勝風月ノ清以テ我塵心ヲ洗フニ堪ヘ
タリ 謂フ慷慨悲憤ノ淚ヲ収メテ此風光ヲ賞セント杯ヲ
举ゲテ月照ニ属ス 月照之ヲ受ケ少焉ニシテ船艫ニ至リ
和歌ヲ咏ジ翁ニ示ス 翁之ヲ手ニ吟咏數次即チ辞世ノ歌
ナルヲ感ジテ 懷中ニ収メテ尚爐頭ニ立チテ四方ノ景勝

竜郷村ニ着セシハ実ニ安政六年正月十二日ナリキ

ニ 謫居地竜郷ニ於ケル事蹟

翁ハ竜郷村竜佐民氏ノ家ヲ借り此処ニ寓居セリ 翁ガ
渡島當時ハ未ダ薪水ノ勞ヲ採ルノ婢僕ナク 又朝夕翁ガ
心情ヲ慰ムル人ナク 炊事ノ勞ヲ自ラシ苦辛ノ状態ナリ
シガ 後兒童教育ノ任ヲ囑セラレ炊事ノ如キ之ヲ兒童ニ
托シ 専ラ読書習字ノ教授ニ余念ナク宛然寺小屋ノ觀ア
リ 後家主佐民氏ノ媒介ニ因リ愛子ヲ納レテ箒ノ勞ヲ執
ラシム 文久元年正月二日一男ヲ举ゲ翌年七月五日一女
ヲ举ゲ 男ハ即チ菊次郎氏ニシテ女ハ菊子トイヒ大山精
之助氏ニ嫁ス 翁常ニ書ヲ繙キ精神ヲ修養シ 又兒童ヲ
集メテ古今聖賢ノ事蹟ヲ説キ以テ樂トナス 閑アレバ即
チ出デテ漁獵シ曾テ悠々徒食セシコトナカリシトイフ
翁ノ好伴侶トセシ獵夫ハ土人宮勇氣ト称スル當時六十八
才ノ老爺ニシテ 常ニ「トシサカイコキ」ト唱フル深山
ニ出獵セシトイフ 翁始メテ此山ニ獵スルニ当リ宮勇氣
翁ヲ好位置シ野猪射殺ノ任ヲ以テス 翁銃ヲ肩ニシ待ツ
コト數時忽ニシテ大声獄々タリ 声ニ応ジテ猛猪アリ断
崖巨樹ノ間ヲ突キ翁ノ前ニ至ル 翁銃ヲ擬シ狙ヒヲ定メ

ヲ指点シ互ニ相抱キテ海ニ投ズ 国臣等水声ニ驚キ舟ヲ
還サントスルモ帆ハ風ヲ孕ンデ進行矢ノ如シ 国臣刀ヲ
抜キ帆綱ヲ絶チ漸ク舟ヲ転回シ 舟子ヲシテ之ヲ救ハシ
ム 月照ハ既ニ絶息翁ハ氣息奄々タリ 玆ニ於テ急ニ花
倉ニ上陸シ扶持介抱ヲ加ヘ翁遂ニ甦ルヲ得タリ 月照辞
世ノ和歌ハ今尚翁ノ家ニ保存セリ即チ左ノ如シ

曇リナキ心ノ月ノ薩摩潟

沖ノ波間ニヤガテ入リヌル

大君ノ為ニハ何カヲシカラシ

薩摩ノ瀬戸ニ身ハ沈ムトモ

藩庁ハ翁ヲ月照ト共ニ溺死セリト称シ 罪人ノ遺骨ヲ
以テ翁ニ擬シ 月照ノ屍ト共ニ幕吏ノ檢視ニ供シ 月照
ヲ花倉ニ仮葬シ後南林寺墓地ニ改葬セリ 是ニ於テ翁ハ
親類預ケトナリ 又国事ニ奔走スル能ハザルニ至レリ
藩議翁ヲ醸スモノトナシ屠腹ヲ命ゼンコトヲ斉興公（斉
彬公ノ父君）ニ伺フ 公ハ翁ガ他日有用ノ器タルヲ察シ
暫ク身ヲ大島ニ潜マシメ機ヲ待チ再ビ召換スルノ得策ナ
ルヲ以テセラル 是ヲ以テ翁ハ安政五年十二月姓名ヲ菊
池源吾ト改メ大島ニ潜居スベキノ命ヲ受ケヌ 翁命ヲ受
ケテ 鹿兒島港頭ヲ解纜セシハ全月三十日ニシテ 大島

テ將ニ放タントスレバ 猪已ニ奔逸シ山谷ニ遁ル 宮勇
氣大ニ怒リ翁ヲ詰ル 翁大ニ之レヲ逸セシヲ謝ス

翌日又獵シ逸スルコト前日ノ如シ 宮勇氣満面朱ノ如
ク沸然大呼翁ヲ叱シ再ビ好位置ヲ与ヘザランコトヲ以テ
ス 翁只々其不覺ヲ拝謝ス 後數日又獵ス 翁宮勇氣ニ
請フテ曰ク余大猪ヲ逸スル事戒ニ二回汝ニ対スル面目ナ
シト雖モ 願クバ今一回好位置ヲ与エヨ誓テ復タ逸セザ
ルベシト 宮勇氣漸ク之ヲ諾ス 翁欣然銃ヲ構ヘ待ツ
コト少時ニシテ猪至ル翁倉皇發射シ又中ラズ 宮勇氣激
怒切齒翁ヲ詰ルコト一層甚ダシ 翁合掌再拜シテ曰ク余
好獲物ヲ逸スルコト既ニ三回何ノ面目アリテ汝ニ見シ希
クバ怨セヨ豚ヲ屠テ汝ニ与ヘント 宮勇氣怒漸ク解ケ婦
途豚ヲ買ヒ之レヲ翁ノ居所ニ於テ割キ快食セリトイフ
之レヨリ獵スル毎ニ獲セザルコトナカリシトイフ

翁ノ竜郷ニアルヤ普通ノ流刑ト異リ 一時潜匿セシメ
機運至レバ召還セントスルニアリ 故ニ扶持米トシテ米
六石宛ノ給与ヲ受ケクリ 翁常ニ心ヲ細民ノ救助ニ傾ケ
鰥寡孤独廢疾等憫ムベキモノアレバ 僅力受クル所ノ禄
ヲ割キ之レヲ施与シ専ラ島民ヲ愛撫セシヲ以テ自己ノ衣
食ニ不足ヲ生ジ更ニ二石宛自家ヨリ取寄セラレ其補助ニ

当テラレキ 後薩庁之レヲ聞キ扶持米ヲ拾式石ニ増加セリトイフ 翁ガ此地ニ潜居当時ノ一佳話アリ 凡ソ大島各島ノ砂糖製造ニツキ 薩庁ノ干渉甚ダシク 吏員ハ甘蔗ノ植付反別ニヨリ製糖高ヲ予定シ 若シ製糖期ニ際シ予定額ニ不足ヲ生ズルアレバ風旱ノ被害ニ原因スルト否トニ拘ラズ 之ヲ島民ノ隱蔽セルモノトシ甚ダシキ苛責ヲ加ヘタリ 翁常ニ之レヲ憂フ 時恰モ大島十三ヶ方各役場ニ於テ例ノ予定額不足ノ結果トシテ隱蔽嫌疑ノ島民數十人ヲ召換シ嚴問至ラザルナシ 島民ノ多クハ昼夜ノ責問ニ堪ヘズ長ク此苦痛ヲ嘗メヨリハ寧口死スルニ如カズトナシ自殺ヲ企ツルモノアリキ 義氣ニ富メリ翁此慘状ヲ默視スルニ忍ンヤ 直ニ旅装ヲ整ヘ行程四里余飛ブガ如ク名瀬ニ赴キ在番役相良角兵衛氏方ニ至リ徐ロニ説キテ曰ク 農作物ハ氣候及風旱等ノ如何ニ依リ其收穫ニ増減アルハ明力ナル事実ナリトス 故ニ見積額ノ如キ実ニ一時ノ予定ニ過ギズ 然ルニ之ヲ以テ直ニ確定ノ收穫ト速了スルハ苟シクモ政ヲ行フ者ノ為スベキコトナランヤト 具サニ条理ニ訴ヘ島民ノ帛怨ヲ乞フ 相良氏曰ク製糖ノ件ハ余ノ権内ニアリ敢テ足下ノ容涿ヲ要セズト 翁容ヲ正シテ曰ク 或ハ然ラン然レドモ此事タルヤ

君公ノ御不徳ニ関スルコトナレバ 臣トシテ之ヲ默視スルニ忍ビズ斯ク帛怨ヲ乞フノミ 然ルニ足下ノ暴言今斯ノ如シ 余ハ事ノ顛末ヲ上申シ此非法ヲ改ムルニアラザレバ止マズト憤然トシテ立ち帰リカネテ親交ノ見聞役木場伝内(貞長博士ノ父)氏ヲ訪レ事ノ次第ヲ語ツテ帰ル氏大ニ驚キ直ニ相良氏ノ邸ニ至リ 翁ノ言ノ至理ナルヲ説ク 相良氏前言ノ非ヲ悔悟シ 直ニ急使ヲ以テ十三ヶ方役場ノ島民ノ苛責解クベキ旨ヲ達シ 一面自ラ木場氏ト共ニ馬ヲ驅テ翁ノ跡ヲ追フ 翁ハ時恰モ民家ニ息ヒ握飯ヲ出シ昼食中ナリキ 相良氏直ニ馬ヨリ下リ失言ヲ謝シテ曰ク 各方役場ニハ既ニ島民ノ苛責ヲ解クベキ旨ヲ達セシヲ以テ藩公ヘ上申ハ希ク止メラレン事ヲト 翁莞爾トシテ曰ク之レ固ヨリ余ノ欲スル所何ゾ好ンデ事ヲ為サンヤト 談笑ノ間ニ別ヲ告ゲテ去ル 而テ翁其住所竜郷ニ帰リタル時ハ島民皆苛責ヲ免レ各自其業ニツキ居タリトイフ

又大島各島砂糖買上物品売下ノ事ヲ司ルタメ三島方ナル法度アリ 其吏員高慢不遜ニシテ威權遙力ニ在番役ヲ凌グ 時ノ吏員中村某ハ殊ニ傍若無人ニシテ乱暴最モ甚ダシク人皆之レヲ嫌ヒタリ 翁偶々中村ト宴席ニ会ス

某例ニ依リ乱暴無礼至ラザルナシ 翁某ガ嘗テ鹿児島市冷水町ノ丸田某ノ食客タリシヲ知り心窃ニ之レヲ喜バズ酒酣ナルニ及ビ 翁中村ヲ大喝睥睨シテ曰ク 汝ガ丸田氏ノ手水鉢換ヘシヤツタ昔ノ事ヲ忘レ其高慢ハ何ゾト鉄拳ヲ彼ノ頭上ニ加フ 某倉皇狼狽シテ去ル 是ヨリ又乱暴スル事ナカリシト云フ

又名瀬ニ一老僧アリ 巧ニ妖言ヲ吐キ愚民ヲ誑惑^{ゴウゴク}シ刺ヘ高慢不遜破戒ノ言行多シ 翁常ニ之レヲ喜バズ 一日馬ヲ驅ツテ名瀬ニ赴ク 途中馬ニ跨リ傲然トシテ来ル者アリ 是即チ例ノ惡僧ナリ 翁騎馬ノ疾走ニ乗ジ一鞭ヲ彼ノ頂ニ加エテ去ル 僧ハ是ヨリ大ニ戒心セリト云フ

翁ノ大島潜居後ハ猶ホ幕府ヲ恐レ勤王党ヲ排斥スル党ノ首領中山尚之助等枢機ニ參シ居タルヲ以テ 勤王派ノ勢力萎靡振ハズ殆ンド燈火明滅ノ觀アリキ 然ルニ小松帶刀要路ニ當リ 大久保利通又漸ク枢機ニ參與シ 共ニ力ヲ勤王論ニ効スニ當リ久光公ハ中山等ト謀リ 又小松大久保等ノ贊助ヲ得 勅命ヲ奉ジテ幕府ヲ改革シ 越前侯ヲ大老ニ任ジ 一橋公ヲ將軍ノ後見トナシ 幕府ヲシテ尊王ノ実ヲ拳ゲシメ公武ノ協同ヲ謀ランコトヲ議決セ

リ 此時ニ當リ島津下総ノ一派ハ内ヲ整理シテ外ニ及ボスベシトナシ一意自重ノ說ヲ主張シ 有馬派(寺田屋騷動ノ首領有馬新七等ノ一派)ト称スル一派ハ 久光公ヲ推シテ盟主トナシ 幕府ヲ制シ 王政復興ノ策ヲ斷行セントスル激烈ナル說ヲ把持シ国論紛々タリ 小松大久保其他ノ有志ハ之ヲ憂ヒ 西郷ヲシテ其統一ヲ謀ラシメント欲シ 其召還ヲ久光公ニ懇請ス 久光公之ヲ許シ遂ニ召還セラルルニ至ル 是ヨリ先文久元年十一月翁ハ地ヲ龍郷村ノ中央ニ相シ 新ニ家屋ヲ建築シテ全月二十日玆ニ移転セリ 当夜鶏鳴剝啄ノ声アリ 曰ク藩主ヨリノ書状ヲ持參セリト 翁直ニ披見スレバ 姓名ヲ改メテ速力ニ上臈スベシトノ命令書ナリ 翁時運ノ到来ヲ察シテ君命ノ辱キヲ感ジ且ツ泣キ且ツ喜ビ之ヲ木場伝内ニ謀ル 伝内喜ンデ曰ク 足下既ニ大島ニ於イテ三年ノ歳月ヲ消費セリ 姓名ヲ大島三右衛門ト改メテハ如何ト翁之レヲ可トシ是ヨリ大島三右衛門ト改称 文久二年正月十四日国家綏編ノ大志ヲ抱キ迎船ニ搭シテ龍郷村ヲ解纜シ七島洋ニ至レバ風濤險惡ニシテ航スルコト能ハズ引返シテ大島渡連方ニ泊翌十七日宇検ニ泊十八日再ビ龍郷ニ回航シ 全月二十九日出帆全年二月中旬着覺セ

リ(二月十二日)

徳之島滞在時代

一 遠島の経緯

翁ノ帰覽スルニ当リテヤ党派軋轢シ薩藩ノ分裂激甚ナリ 翁窃カニ以爲ラク 薩摩一藩ノカヲ以テ幕政ヲ改革シ王政ノ復興セシコト固ヨリ其目的ヲ達スベカラズ 寧ロ此際久光公ノ上京ヲ止メ 内国論ノ帰一人心ノ統一ヲ謀リ 外雄藩ノ合同有心ノ聯結ヲ固クシテ 而テ後奮起スルニ若カズト 即チ久光公ニ面謁シテ曰ク藩内有志ノ説何レモ時機早ク感服セズ 内人心ノ一致ヲ計リ外有志諸藩ノ聯盟ヲ固クシ 京師関東ヲ計画シ而テ後初メテ奮起スベキナリ 独リ薩藩ノカヲ以テ京師ヲ守護シ勅令ヲ以テ諸藩ヲ招キ公武ノ間ニ尽サントスルモ到底其効ヲ奏セズ 且ツ今回若シ不幸ニシテ京師ニ滞留セラルアラシカ 諸藩ノ有志ノ徒悉ク集合シ遂ニ一變動ヲ起シ不測ノ紛乱ヲ起スコト明ナリ 若シ之ヲ決行セントセバ長州公ヲ先ニシ薩摩ハ之ヲ援助スルニ非レバ成功セズ 如何トナレバ 長州ハ智者多ク若シ薩摩ガ先ニセバ長州ハ之レ

ヲ恢^たミ幕府ヲシテ我ヲ討タシムベシ 此時二際シ之ニ対スル備アルヤ 台場ノ設備アリヤ 非常ノ事ヲ爲サントセバ非常ノ備ヲ爲サザルベカラズ 故ニ今回ノ参府ハ中止サレテ 固ク守リテ時機ヲ待チ先ヅ諸藩合同ノ計策ヲ爲スコト宜シカラント

久光公之レヲ聞キ憂慮スル所アリ 既ニ決定シタル出發ノ期ヲ三月十五日ニ延長シ 翁ニハ暫ク休養スベキヲ命ジタリ 翁ハ君前ヲ辞シ帰途国老小松帶刀ノ邸ヲ訪フ 偶々大久保利通 中山尚之助等ノ有志会合アリ 此処ニテ翁ハ今回ノ出京ノ不可ヲ談ジ 語次斉彬公ノ卓見ニ及ビ 久光公ハ斉彬公ノ踵ニモ及バザル旨ヲ話ス 然ルニ中山尚之助之ヲ聞キ心常ニ翁ヲ喜バザルヲ以テ翁ヲ排斥スルノ好餌得タリトナシ百方久光公ニ讒ス 公大ニ怒リ西郷ノ説聞ク必要ナシト遂ニ参府ニ決シ 翁ハ下ノ関ニ止リ京師ヨリノ命令ヲ待ツベシト命ジ 三月十六日久光公ハ小松・中山・大久保以下一千余人ヲ引卒シテ京師ニ向ケ出立セリ

翁ハ三月十三日村田新八ヲ伴ヒ鹿児島ヲ發シ 九州各所ヲ経テ三月二十二日下ノ関ニ到着セリ

此時諸藩ノ勤王有志ノ士京阪ニ出ルモノ益々多ク天下

ノ事情日ニ切迫シ 久光公着京セバ将ニ一變動ヲ起サントスルノ状アリ 又薩藩志士ノ間又粉々生ジ遂ニ有名ナル寺田屋騒動ヲ起スニ至レリ 翁下ノ関ニテ之レヲ聞キ憂國ノ念勃々禁ズル能ハズ 君命ヲ待タズシテ村田新八・森山新蔵ヲ連レテ出發 全月二十六日大阪ニ着シ京阪ノ間ニ出入善後策ヲ講ゼリ 久光公之レヲ聞キ大ニ怒リ 左ノ罪科ニ依リ翁及村田・森山ニ帰國ヲ命ジ 三名ハ薩摩ノ汽船天祐丸ニ乗ジ四月下旬揖宿郡山川港ニ着シ待命ノ人トナレリ 翁ノ罪科ハ

第一 諸藩浮浪ノ士ト計リテ決策ヲ立テタル事

第二 年少ノ士ヲ煽動シ以テ血氣ヲ鼓舞セシ事

第三 久光ノ滯京ヲ計リタルコト

第四 久光公ノ命ニ背キ下ノ関ヨリ大阪ニ出デタル事

以上四ヶ条ニアリシガ 浪士ト決策ヲ立テ久光ノ滯京ヲ計リ壮士輩ヲ煽動シタリトイフ事ハ 大ニ事実ヲ誤リタルモノニシテ御附ノ士等ノ誤リタル報告ニ基因ス 然シ翁ガ勤王有志ノ党ハ国家ノ元氣ニシテ此徒ノ力ヲ借ルニアラザレバ天下ノ大事ヲ爲ス能ハズトシ 此士ニ交リテ結ビタルハ事実ナリ 要スルニ君命ニ背キタリトノ罪

ニ外ナラザルナリ

翁外村田・森山が山川ニ護送セラレタル報鹿児島ニ達スルヤ 藩廷ノ諸有司民間ノ有志ノ士ハ大ニ不当ヲ論ジテ人心沸々タリ 故ニ家老喜入撰津ハ久光公ノ通知ニ準拠シ 翁ヲ徳之島ニ村田ヲ喜界島ニ渡航ヲ命ジ 流罪ノ刑ニ処セズ 是人心沸騰ヲ恐レタル所以ナリ 森山新蔵ハ遠島ノ地未定ナリシヲ以テ死刑ニ処セラルベキヲ察シ 俄カニ自刃シタリ 森山ハ人ト爲リ忠誠ニシテ義氣ニ富ミ 勤王ノ志厚ク誠ニ惜シキ人物ナリシト 翁後ニ至リ士持政照ニ話シタリトイフ

二 謫居地岡前ニ於ケル事跡

翁ハ大島召還サレテ三十余日ニシテ 再び久光公ノ怒ニ触レ流謫ノ身トナリ 山川に滞留スルコト三十余日文久二年六月漸ク山川ヲ出帆シ七月初旬徳之島ニ着シ 飯屋元即千代官ノ詰所ヲ距ル五里ナル岡前ニ寓居セリ 翁ハ玆ニ滞留スルヲ覚悟シ 家屋ヲ求メ農具ヲ用意シ 自ラ耕耘シテ自活ヲ立テント 大島龍郷ニアル妾愛子及ビ子女ヲ取寄セル事トナレリ愛子ハ二子ヲ伴ヒ全年八月二十六日徳之島ニ着シ直ニ翁ノ居ニ到ル 翁ハ愛子

等ノ来島ノ速カナリシニ驚キ 且ツ喜ビ二子ヲ膝ニ抱キ
或ハ頭ヲ撫シ類ヲ舐ブリ 大ニ其ノ無事ヲ喜ビ 愛子モ
又一別以来寒暖ノ序ヲ述べ悲喜交々至リ談漸ク其ノ緒ヲ
開クニ際シ 快濶ナル語調ヲ以テ門外ヨリ翁ヲ連呼スル
モノアリ 翁之ヲ迎フレバ即チ時ノ在番附属役中原万
次郎ナリキ 是ヨリ先久光公下藩セラルルヤ 翁ニ寛宏
ノ処分ヲ施シ単ニ徳之島ニ差遣シアルヲ聞キ 其ノ処分
ノ輕キニ失スルヲ憤リ 同年七月更ニ左ノ命令ヲ發セシ
メタリ。

大島三右衛門先ニ徳之島在留ヲ命ジ置キシ処尚聞召被
通リ 此ノ節沖永良部島ニ遠島申付候条 着島ノ上ハ囲
ニ召シ込ミ 昼夜開カサル様番人兩人ヲ附スベシ 尚護
送ノ際ハ必ズ船葬ニ入ル可キ事

翁ヲ流謫ニ処スルノ命令書ガ 飛船ヲ以テ徳之島在番
所ニ達セルハ全年八月二十六日ニシテ 恰モ愛子ガ兒女
ヲ伴ヒ来リ翁ト再会ノ当日ナリキ 徳之島代官上村笑之
丞及ビ在番役員ハ常ニ翁ヲ敬ヒ且ツ畏ルルコト甚ダシカ
リシヲ以テ 此命令ヲ達セントスルニ当リ 或ハ翁ガ自
殺センコト恐レ 或ハ禍ノ己ニ及バンコトヲ慮リ 甲議
リ乙避ケ 其ノ任ニ当ラントスルモノナカリキ 時二中

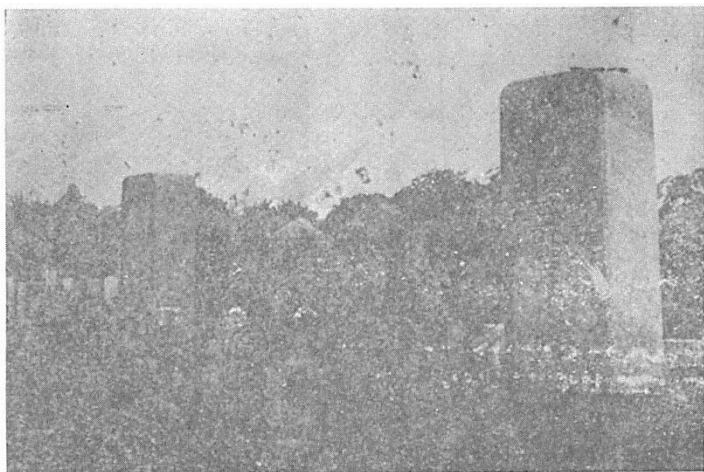
予想セシニ 図ラズモ流謫ノ命令ニ接シ生命ノ安全ヲ得
タルヲ喜ビ 国家百年ノ大計ヲ後日ニ遂グルノ期アルベ
キヲ信ジタレバナランカ。翁幾度カ該書ヲ拝戴シテ君命
ノ辱ケナキヲ拜謝シ 妾愛子ヲ顧ミ 海路遙カニ危険ヲ
冒シテ来訪セシト雖モ 今汝シ聞クガ如ク這般更ニ沖永
良部ヘ赴キ入牢ノ身トナラザルベカラザルヲ以テ汝ヲ伴
フニ由ナシ 汝再ビ此兒女ヲ伴ヒ郷里ニ歸リ愛撫養育成
長ヲ樂ムベシ 余幸ニシテ健全ナルヲ得バ再会シ期アル
ベシ 汝氣ヲ勵マシテ自重セヨト 言未ダ終ラザルニ愛
子流涕袖ヲ濡ス 言終ルヤ忽チ悲泣絶倒ス 兒女ハ其何
故タルヲ解セズ翁ト母トヲ諦視シ怪ムモノノ如シ 中原
亦之レヲ聞キ之レヲ見テ首ヲ垂レ歔歔流涕ス 嗚呼當時
翁ノ胸中果シテ如何ゾヤ 英雄ノ心緒乱テ糸ノ如シ 聞
クモノ今尚斷腸ノ感ナクンバアラス 妾愛子ハ翁ノ許ニ
止ルコト僅ニ二日古往今来ノ情ヲ叙スルニ遑アラズシテ
全月二十八日二子ヲ伴ヒ惜別ノ涙ヲ濺キ再ビ大島ニ帰ル
翁ハ全月二十七日岡前ヲ距ル約五里ナル井ノ川村ニ移
リ 全所ニ閏八月十三日迄滞在 全月十四日同地ヲ出帆
沖永良部島ヘ航ス

原万次郎進ンデ曰ク 余又諸氏ノ言ノ如クナランコトヲ
恐レザルニアラス 然レドモ君公ノ敕命豈片時モ猶予ス
ベケンヤ 余身輕ク職賤シト雖モ諸氏ニシテ差支ナクン
バ此大任ニ当ラント 衆之ヲ諾シ委スルニ命令伝達ノ事
ヲ以テス 氏即チ命令書ヲ携ヘ翁ノ居ニ至レバ 室内
喃喃歛声ノ溢ルルヲ聞キ邸外ヨリ視見スレバ喝ゾ計ラン
兒女鐘愛ノ歡喜場裡ナラントハ 氏庭内ニ入ラントスル
モ無限ノ感ニ打タレ 悲淚滂沱躊躇逡巡恍惚トシテ足進
マズ 遂ニ腫ヲ回ラシテ去ルコト数町 私情ノ爲ニ公事
ヲ空フスベカラズト覺リ 再ビ軫シテ邸内ニ至リ大声翁
ヲ呼ブ事三回 翁声ニ応シテ氏ヲ迎ヘ其来訪ヲ喜ブ 氏
ハ故ラニ庭前ヨリ快活ノ声ヲ放テ 御前様ハモウ此処ニ
居ラルル事ハ出来ヌ様ニナリマウシタ誠ニ名残り惜シキ
コトデゴワンスト 翁自若トシテ ハー左様デ御坐ンス
カ 飛脚船ガ来タチウ事ヲ聞キ申シタデ腹ヲ切レチウ事
デ御座ンソト 是ニ於テ直ニ命令書ヲ翁ニ示ス 翁兒女
ヲ傍ニ坐セシメ 默拜少時披見スレバ即チ沖永良部島ヘ
流謫ノ達書ナリキ 翁再讀莞爾トシテ曰ク命丈ハ御助ケ
下サル容子デ御坐ンスナ 誠ニ有難イ事デ御坐ンスト
蓋久光公帰藩スルアラバ必ズ刎首ノ刑ニ処セラルベキヲ

沖永良部幽囚時代

一 和泊ニ於ケル流謫中ノ事蹟

文久二年閏八月十四日船沖永良部島伊延港ニ着スルヤ
徳之島間切横目龍禎用喜他耆名ハ和泊在番所ニ至リ 流
謫ノ命令書ヲ時ノ代官黒葛原源助ニ渡シ 且ツ曰ク 翁
ニ勸ムルニ渡航中ハ入牢ヲ要セズ島着ノ上入牢スベキヲ
以テセシト雖モ聞カズ 遂ニ舟牢ニ幽シテ護送セリ 願
クハ速ニ出牢セシメ 牢獄建設中相当ノ待遇アランコト
ヲト 然ルニ黒葛原ハ君公ノ命令嚴ナルヲ以テ 牢獄建
設中尚ホ船ヲ伊延港ニ滞泊セシメ依然翁ヲ舟牢中ニ置キ
地ヲ和泊役場ノ邸内当今ノ西郷隆盛謫居記念碑所在地ニ
相シ 牢獄建設ニ着手シ 昼夜兼行工事ヲ急キ同月十六
日竣工セシヲ以テ 代官黒葛原ハ附属役福山清蔵(後ニ
健偉ト改名)等ヲ伴ヒ 乗馬ヲ用意シテ翁ヲ伊延港ニ迎
フ。土持政照又島ノ間切横目タルヲ以テ之レニ從フ 翁
ハ舟牢ニ端坐シ動作整然 遠來ノ勞ヲ謝シ且ツ是ヨリ一
流罪人トシテ各位ヲ煩スコトナレリ 希クハ拳顧を垂
レンコトヲト 言容乱レズ専ラ謹慎ノ意ヲ表セリ 衆皆
感歎其礼ノ篤キヲ謝シ翁ニ乗馬ヲ勸ム。翁肯カズ切ニ徒



謫居の地（昭和2年）

沖永良部島泊港の棧橋を上って仮屋の馬場を北に行くこと約三丁にしてドンドン川に架する南洲橋に出づ、其橋の右袂五、六間ヲ隔てて四方石垣を以て囲む処が即ち南洲翁謫居の遺址なり即ち中央は南洲翁記念碑向って左は土持政照氏彰徳碑右は操坦勤氏彰徳碑なり



南洲神社（昭和2年）

南洲翁の英霊を奉祀す
文庫も建設され居れり
写真は神社の全景なり 神社の傍らに南洲
神社前に立つ人物は故社掌玉江柳曹氏なり



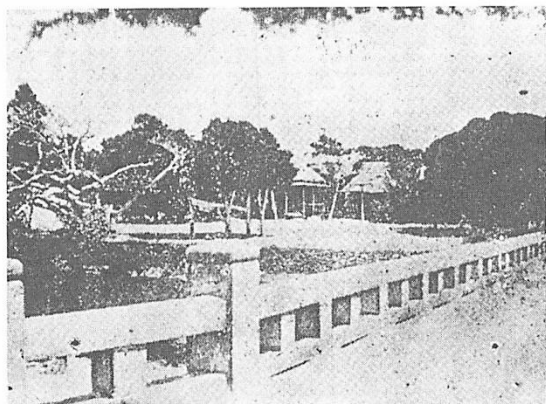
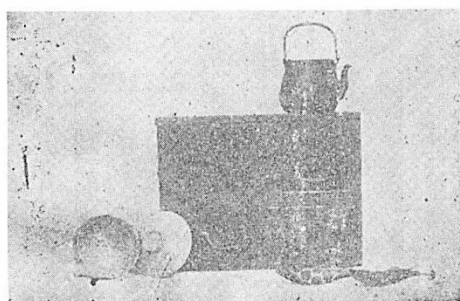
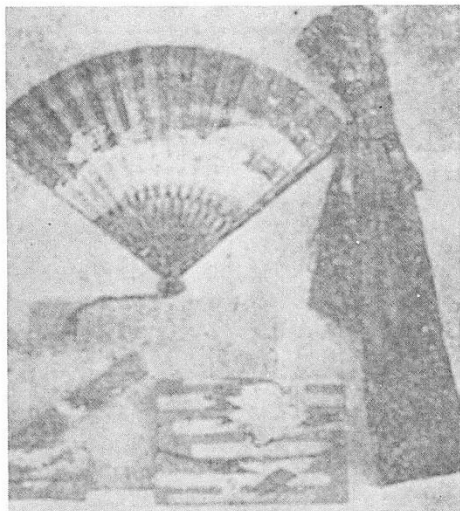
西郷南洲先生肖像
(鹿児島西郷家所蔵)

歩ヲ乞フ 左右怪ミテ故ヲ問フ 翁言ヲ改メテ曰ク 余
自今幽囚ノ身トナラバ再ビ土ヲ踏ムコトナカラン 希ク
ハ余ヲシテ一度此土ヲ踏マシメヨト 衆泣然トシテ感涙
ヲタレ其意ニ任セ共ニ徒歩シテ和泊ニ着セリ 和泊役場
ニ於テハ 翁ヲ慰ムルノ意ヲ以テ酒肴ヲ備ヘ置キシガ
翁辭退シテ受ケズ 速カニ自分ノ住ムベキ所ニ入ランコ
トヲ請求ス 而テ其獄舎ニ入ルヤ鹿児島ヨリ派遣ノ足輕
ヲ呼ビ 錠前ノ堅固ナルヤ能ク檢視セヨト大呼シ 足輕
之レヲ檢シ其堅固ナルヲ答フルヤ端坐自若タリ
翁ノ幽囚セラルル牢獄ハ広サ漸ク式坪余咄嗟ノ建設ニ
係ルヲ以テ 其構造極メテ疎粗ニシテ 東西戸ナク南北

壁ナク四面繞ラスニ四寸角ノ格子ヲ以テシ 室内ニ廁圍
及小炉ヲ設ケ板屏風ヲ置キテ之ヲ覆ヒ室内狹隘殆ンド膝
ヲ入ルニ足ラズ 加之疾風甚雨之ヲ防グニ由ナク 炎日
輝々タル夏ノ昼間 北方颯々タル冬ノ夜半ナドハ思ヒヤ
ルサヘ燭然ノ至リナリ 翁ノ牢内ニアルヤ 水ヲ飲マズ
湯ヲ求メズ 又喫煙ヲ絶チ 只毎朝一回牢番ヲシテ飯ヲ
炊カシメ 昼夜ノ二食ハ熱湯ヲ以テ残飯ヲ温メ粗菜ヲ食
シ 一日三回ノ外間食スル事ナク 常ニ牢中ニ正坐シ沈
思黙考以テ日ヲ消セリ 土持政照ハ同僚福山清澄ト共ニ
在番役ノ命ヲ受ケ交互牢獄ヲ巡檢セリ 一日政照翁ニ拍
子木ヲ与ヘテ曰ク 用アラバ之ヲ打テト 翁之ヲ喜ブ
然レドモ曾テ打折ノ声ヲキカザリシトイフ 牢獄ハ前述
ノ如ク其構造粗ニシテ狹隘ナルノミナラズ 廁圍亦其中
ニ在ルヲ以テ 幽囚後末ダ幾何ナラザルニ穢臭紛々 室
外スラ尚且鼻口ヲ穿チ 頭髮蓬々鬚髯疎々垢膩身ニ満チ
衣襦穢臭ヲ極ム 加フルニ栄養不良ナルヲ以テ顔色日ニ
憔悴シ形容月ニ枯槁シ実ニ慙然ノ至リナリキ 土持政照
惻隱ノ情ニ堪ヘズ憂悶ヲ慰メント欲シ 朝夕翁ヲ訪ヒ談
話ヲ試ミ其説尽ク模範トスルニ足レリ 肉落骨出ゾト雖
モ言容温平トシテ春ノ如ク又海ノ如シ 政照遂ニ其徳ニ

〔中図〕

銅の葉鐘・桐の火鉢・薩摩焼の弁当入・烏賊の擬似鉤
 (本図は前記同様昭和二年、今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり)以上四品は南洲翁が獄舎内にて使用したるもの、擬似鉤は翁手製のものなり。



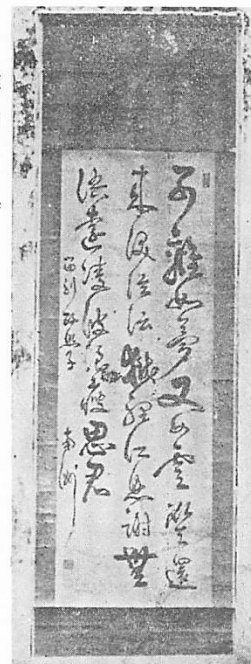
南洲橋より南洲神社を望む
 (本図は昭和二年八月、今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり)南洲神社は明治三十四年の冬建立され南洲翁は大正八年の末の架設にかかれり共に大島郡和泊の名所なり

扇子・紙入・煙草入・日本刀

(本図は昭和二年八月今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり)以上四品は南洲翁が元治元年京都の戦功により尹の宮より拝領せしを翁が慶応元年土持政照氏へ記念として譲与せるものなり

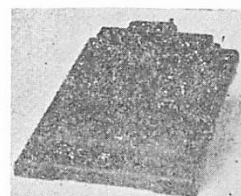
離別の詩

詩幅は南洲翁が藩庁より赦免召還の命を受けて元治元年二月廿一日の夜沖永良島和泊港を出航に際し土持政照氏へ贈られた離別の詩なり其詩に曰く別離如夢又如雲。欲去還来涙注紆。獄裡仁恩謝無語。遠凌波浪瘦思君。

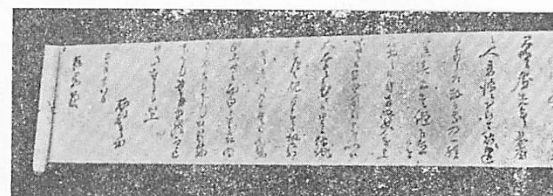


翁が度々訪問の土持家

茅茸の家屋は南洲翁の牢屋改築の際度々翁が来訪した土持政照氏の住家なり(人物向って右は同家を訪問した世界徒歩家秋月重光氏左は同家当主土持綱義氏)



硯



文状



肖像

文状は南洲翁より土持政照氏へ贈りし書状、硯は長州藩の勤王家三吉慎蔵が南洲翁に贈りしものにて後翁は之を土持政照氏へ贈りたるもの、肖像は土持政照氏なり

懷キ朝夕滋味ヲ送り又浴湯ヲ具フ 浴後ニハ牢外ノ運動ヲ勸ムレドモ翁敢テ応ゼズ 浴終レバ牢ニ入り從容タリ政照其ノ志ノ奪フベカラザルヲ知り百方翁ヲ救ハント欲シ 一日黒葛原代官ヲ訪ヒ曰ク 大島吉之助氏ノ流謫命令書ニ依レバ困ニ召込云々トアリ 困ハ概ネ家屋内ノ一室ヲ劃シ之ヲ設クルヲ例トス 然ルニ氏ノ幽所ハ困ニアラズシテ純然タル牢獄ナリ 而カモ構造不完全且狹隘ニシテ起臥ニ堪ヘズ 小吏牢獄ヲ巡視スル毎ニ其辛酸ノ状ヲ見未ダ曾テ催涙セズンバアラズ 故ニ私自費ヲ以テ家屋ヲ買ヒ置キシニ依リ 其屋内ニ困ヲ設ケ幽囚ノ用ニ供セント欲ス 仰ギ願クバ允許アランコトヲト 在番手ヲ拍ツテ曰ク然リ／＼困トハ氏ノ言ノ如シ 余等当初之レニ念及セザルヲ恥ジ 子ノ買イ入レタル家ハ官ニ買入ルニ付キ其建築方一切汝ニ託セン 速ニ建築ニ着手セヨトテ直チニ出舛米ヲ支出シテ政照ニ交付セリ(出舛米トハ人民ヨリノ收納ハ大半大斗ヲ以テ之ヲ容レ 人民ニ支払フ時ハ小斗ヲ以テ之レヲ渡シ 其量目ノ剩余ヲ出舛米トシテ諸雜費ニ供セリトイフ) 政照ハ手ノ舞足ノ踏ヲ知ラズ其当日ヨリ家屋建築ニ着手セリ 之レ文久二年十月初旬ノ頃ナリキ 翁ハ右工事中ハ詰役福山清藏預リ幽囚ヲ

解カレタリ 政照ハ翁ヲ永ク牢外ニ置カン事ヲ計リ故ラニ建築ヲ遅延セシメ往再二十余日ニシテ工事漸ク落成セリ 翁ハ其当日福山清藏ニ送ラレ新設ノ困ニ移転ス 是實ニ流謫當年ノ極月北風凜烈ノ候ナリキ 困ハ政照ガ最モ意ヲ注ギ構造シタルヲ以テ 従前ノ牢獄ニ比スレバ室広ク且清潔ヲ極メ殆ンド大厦ノ草屋ニ於ケル差アリ 翁偏ニ所持ノ好意ヲ喜ビ涙ヲ垂レテ感謝シタリトイフ 翁牢獄ニ呻吟スル數月ニ涉リ身体枯瘦シ歩行サヘ自由ニナラザリシト雖モ 困ニ移転後所持浴湯ノ數毎月三回ヲ六回ニ増シ 後遂ニ隔日トシ厚ク之レヲ遇シ衛生ノ宜シキヲ得シ爲 日ヲ追フテ肥大シ漸次旧体ニ復シ 浴後ノ如キハ時々角力ノ好敵手ヲ望ムニ至レリ 政照一日之レヲ松尾璞潤(松尾璞元ノ祖父)ニ告グ 松尾ハ全島中ニ於テ魅力ノ名アルヲ以テナリ 松尾喜ンデ之ヲ諾ス 其取込ミトナルヤ松尾連敗一回モ勝ツ能ハズ 翁曰ク松尾ハ怪力余ノ及ブ所ニアラズ 然レドモ借ムラクハ角力ノ法ヲ知ラズ他ニ好敵手ナキヤト 偶々時ノ在番附屬役川口万次郎ノ下僕ニ三五郎(鹿児島郡武村ノ生)ナルモノアリ 元角力ヲ職トシ臂カラ以テ衆ニ誇ル 土持即チ川口ニ之レヲ當ラシメンコトヲ請フ 三五郎倨傲不遜辭スル

ニ翁ガ其敵手ニアラザルヲ以テス 土持強テ之レニ望ム彼傲然トシテ諾ス 翁常ニ之レヲ笑フ 其取組トナルヤ彼秘術ヲ尽シ龍戰虎鬪スト雖モ連敗亦一回モ勝ツ能ハズ宛然毬ヲ弄スルガ如シ 三五郎士持ニ向ヒ翁ハ凡人ニアラズ元角力職ナリシナラシト憤然トシテ去ル

翁入牢中常ニ默然トシテ憂愁ノ態アリシガ 困ヘ移転

後ハ読書ニ耽リ好シデ韓非子・近思錄ノ類ヲ讀ミヌ 細井平洲先生ノ著ニ係ル鸚鵡館遺草ヲ愛読シ 傍ヲ習字詩作ヲ事トシ 又兒童ヲ困外ニ集メテ古今聖賢ノ事蹟ヲ談シ句讀ヲ授ケ以テ樂トスルコト龍郷潜居ノ時ニ於ケルガ如シ 初メ島民翁ヲ恐ルルコト鬼神ノ如クナリシモ 後其德ニ懷キ或ハ物ヲ贈リ或ハ訪問シテ憂悶ヲ慰ムル者アルニ至ル 和泊村附近ノ兒童ニシテ翁ノ教育ヲ受ケタルモノ數十人ニ下ラズ 就中矢野忠正・鎌田宗円・沖利經及操坦裁氏ノ実子坦勁最モ愛撫スル所タリ 翁嘗テ坦勁ニ一家睦スルノ方法ヲ問フ 坦勁即チ答フルニ五倫五常ノ道ヲ守ルヲ以テス 翁頭ヲ振り左ノ一章ヲ書シテ氏ニ与フ 坦勁之レニ表装ヲ施シ今尚秘藏ス

此トキヤウ只アタイ前ノ看板ノミニテ 今日ノ用

ニ益ナク怠惰ニ落チヤスシ 早速手ヲ下スニハ欲ラ離ル處第一ナリ 一ツ美味アレバ一家拳テトモニシ衣服ヲツクルニモ必ヨキハ長ニユズリ自分勝手ヲ構ヘズ 互ニ誠ヲ盡スベシ 只欲ノ一字ヨリ親戚ノ親モ離ルモノナレバ 根拠スル処ヲ絶ツガ專要ナリサスレバ慈愛自然ニ離レヌナリ

土持政照一日黄昏焼酎ヲ携ヘ困ニ至リ翁ニ晩酌ヲ侑ム翁謝シテ曰ク穿屋人ノ酒ヲ飲ムハ君公ニ対シ謹慎ヲ破ルガ如シト雖モ足下ノ厚情ヲ甘受セント飲ム事數杯微醉ニ至レバ軍談ヲ語り足下ノ静聴ヲ煩サント 土持ニ扇ヲ要シテ煙草盆ノ裏ヲ叩キ節ヲ附シテ面白ク謡ヒ終レバ扇ヲ投ジテ哄笑絶倒ス 斯ノ如クスルコト毎夜ノ例ナリ 一夜政照翁ニ謂フ 曰ク 毎夜軍談ヲ語り扇ヲ損スル事既ニ數本 希クバ其代價ヲ價ヒ給ヘト 翁諧謔一番シテ曰ク 一文モ費サズシテ軍談ヲ聞キ尚且扇ノ賠償ヲ要ムルハ欲ナラズヤ 他日穿ヲ出ツルノ期アラバ之ヲ償ハン 扇ヲ吝ンテ余ノ樂ヲ止ムル勿レト啞然大笑セリトイフ

翁川口量次郎(雪蓬)ト相好シ 川口ハ翁ニ長スルコ

南洲翁は本島に謁居せられしは文久三年八月十四日にしてこの時坦助年當十六歳を還使し来島せられしは元治元年二月二十二日なりと、謁居中一は翁は讀書と作詩を以て唯一の樂とせり時々坦助は藏書を眺めらるることあり其書極めて悠悠にして恐懼措く能はざりとも、坦助常に園外に接し翁は教訓を蒙むること深し

一日讀書より翁坦助に對つて一家親睦の法如何と問はる、坦助即座に

人倫五常の道を修ふにあるべき旨御答申したりこの時翁は顔を掩つて吾々そは看板のみなり上表の所なり一は親睦の道は慾を離るる所第一なりと仰られ上記の藏書を賜はりたり

又翁平素訓示に吾々をばうにはかせ他に譲るべし然らざれば大害と成し得ずと仰せられき

大正四年七月

坦助識

トキヤウ只一前、看板
ノミニテ々日ノ司ニ登ナリ
怠惰ニ居テヤスシ早退
ヲ下スニハ欲ラ離レ処
ヲ一ナリ一ツ美味アハ一
家共ニテトモニ衣服ヲツ
クルニモ心ヨキハ長ニヅリ
自分勝手ヲ構ヘスニ
欲ラ書スヘシ只欲ノ一字
ヨリ親戚ノ親モ離レモ
ナレ根柢スルズラ絶ガ
事要ナリサスレハ思受
自然ニ離レヌナリノ

ト十有余年陽明学ヲ修メ書ヲ能クス、嘗テ久光公ニ召サレテ写字生トナル（薩藩定府京都ノ生）雪蓬性酒ヲ嗜ム、家貧ニシテ余財ナク、公ノ秘書ヲ典物トシ以テ酒ヲ買フ、事露レテ沖永良部島ニ流サレ西原ニ寓居ス（西原ハ謫所ヲ北二距ル里許伊延港ノ隣）児童ニ讀書、習子ヲ授ケ島民ノ施与ヲ受ケテ生活セリ、土持一日私用アリテ西原ニ至リ川口ヲ訪フ、川口曰ク和泊ニ大島吉之助ナル人、奔居スルヲキク、願クバ相憐ノ情ヲ垂レ紹介拜趨ノ榮ヲ得セシメヨト、土持之ヲ諾シ歸リテ翁ニ語ル、翁大ニ之ヲ喜ビ之ヲ許ス、依テ土持旨ヲ川口ニ通ズ、是ニ於テ川口直ニ来訪シ一見旧識ノ如ク胸襟ヲ披瀝シテ古今ノ歴史ヲ談ジ、国家ノ盛衰興亡ヲ論スル等朝ヨリ暮ニ至ル川口雪蓬ハ磊落朴訥小事ニ介意セズ、翁之ヲ喜ブ、是ヨリ頻ニ来訪シ翁ノ爲薪水ノ勞ヲ執リ、閑アレバ即チ語リ談終レバ即チ圍外ニ仮眠シ宿泊数日ニ涉リ児童ノ迎ヘヲ受クルコト屢々ナリキ、翁嘗テ雪蓬ニ謂フテ曰ク、足下閑アレバ能ク昼寝ス今ヨリ睡眠先生ノ雅号ヲ呈セント是ヨリ雪蓬ヲ目シテ睡眠ト称シツヅイテ睡眠ト改メ交情日ニ密ナリ、雪蓬一日翁ヲ訪ハント西原ヲ出テ路ニ迷ヒ喜美留ヲ徘徊シ又手々知名ヲ逍遙シ朝ヨリ午ニ至リ遂ニ

道ヲ得ズシテ大地ニ偃臥ス、後田夫ニ導カレ黄昏ニ達スル事ヲ得、雪蓬話スニ実ヲ以テス、翁腹ヲ抱テ笑ツテ曰ク、足下性迂濶ナルヲ以テ狐狸ノ之レニ乗ジ足下ヲ魁セシナラン、昼間狐狸ノ魁スル所トナル前古未聞ノ珍事ナリ、自今睡眠ノ雅号ヲ取消シ迂濶先生ト改称セント欲ス、敢テ足下ノ意ヲ問ハント、雪蓬哄笑シテ曰ク、迂濶カ腫眠カ只唯足下ノ命令ニ従ハント少シモ意ニ介スルノ状ナシ、土持一日翁ニ謂テ曰ク、川口ノ来訪頻々タリ、想フニ先生其ノ煩ニ堪ヘザルベシ来訪ヲ謝絶セバ如何ト、翁曰ク、否々彼ハ和漢ノ事蹟ニ通ジ共ニ語ルニ足ル、足下余ノ爲メ婆心ヲ勞スル勿レト、翁赦免後川口モ亦赦サレテ鹿児島ニ歸リ、其女婿某ノ許ニ寓居シ翁ノ邸ニ寄食シ、明治十年翁戦死後ハ其遺子ヲ教育シ、明治二十三年全邸ニ於テ病死シタリトイフ

翁困ニアリテ細井平洲ノ著ニ係ル鸚鵡館遺草ヲ愛読シ川口ト共ニ之レヲ写シ取り土持ニ与ヘテ曰ク、役人タルモノ宜シク之ヲ読ムベシ、常ニ本書ノ趣意ヲ服膺セバ足下与人（今ノ村長）ニ昇進スル事疑ナシト、本書ハ六冊ヲ三冊ニ合本シ内四冊ハ翁自ラ写シ二冊ハ川口之レヲ写ス、今尚土持家ニ保存ス

土持曾テ与人役及間切横目ノ心得ヲ問フ 翁即チ其大
体ヲ語り之レヲ政照ニ与ヘタリ其写左ノ如シ

一、与人役ノ儀ハ島中ニテ僅三人エラミ出サレ万人ノ
上ニ立候ヘバ 人民ノ死命ヲ司ルト申場ニ相当リ至テ重
キ職事ニ候 与人一人事ヲ誤リテ八千万人ヲ誤ルト申ス
モノナレバ一事タリトモ可慎ワザニ候 一体頭役ハ人心
ヲ得候が第一ニテ 其人心ヲ得候ハ我身ヲ勤テ私欲ヲ絶
去候事ニ候 万人ノ上ニ立候ヘバ下々ノモノハ如何様無
理ヲ申付候テモ イヤナガラ違背難相成畏マルコトニ候
ヘバ 与人役ト申スハ貴キモノニテ我儘ニ取扱ハルモノ
ト心得テハ 忽チ万人ノ仇敵ト相成頭役ニテハナク候
役目ト申モノハ何様ノ訳ニテ被_レ相立_二候哉 自分勝手ヲ
致セト申儀ニテハ無_レ之 第一天ヨリ万民御扱被_レ成候儀
出来セラレザル故 天子ヲ立テラレ万民ソレト_レノ業ニ
安ジ候様御扱被_レ成候ヘトノ事ニ候ヘバ 天子御一人ニ
テ御届不_レ被_レ成故諸候ヲ御立被_レ成候テ領分ノ人民ヲ安堵
イタサセ候様御マカセ被_レ成タル事ニ候ヘ共 諸候御一人
ニテ国中ノ人民御届不_レ被_レ爲故 諸整司ヲ御設被_レ成候モ
専万民ノ爲ニ候ヘバ 役人ニオイテハ万民ノ疾苦ハ自分
ノ疾苦ニイタシ万民ノ歎樂ハ自分ノ歎樂トイタシ日々天

候間 能ク汲分ケテ代官ノ仕事ナレバ我々ノ咎ニ非ラズ
トヨソニ心得テハタマタマ君公ヨリ与ヘタマヒシ役職ヲ
大切ニ思ハヌ不埒物ニテ 我方爲ニ禄ヲ食ルト申スモノ
ニ御座候 勿論奉公ノ身ノ上ハ「犯ス事アリテカクス事
ナシ」トノ聖言ニ候ヘバ 代官ニ対シテモ道理ノ上ニテ
意ニ逆フ事アリトモ不敬ノ罪ニテハ無_レ之役場ノ節ヲ失
ハヌト申スモノナレバ其_ヲ弁_ハ肝要ノ事ニ候

一 間切横目大体

監察ト申シテ 諸役人ハ勿論万事ノ目付役ニテ 只咎
人ヲ探シタノ口問ガ上手杯_{ナド}申ス事ハ枝葉ノ訳ニテ 全体
咎人ノ出来ヌ様ニスルコト横目役ノ本意ニ御座候 深く
心ヲ尽クシテ咎ニ落入ラヌ様仕向候が第一ノ事ニ候 先
ヅ鰥寡孤独ノモノヲアハレミ 或ハ患難憂苦ノモノヲ恵
ミ 善行アルモノヲ求メ 人々相互ニ不便ガラザルヤウ
ニ仕立候コトニ御座候 尤モ氣ヲ付クベキ処ハ諸役人取
扱ノ善悪百姓ノ疾苦スル処ニ御座候 私曲ヲハタラキテ
ハ取扱ノ上ヨリシテ咎人ニイタシ成シ候儀多ク有_レ之モ
ノニ候ヘバ 深く心ヲ用ヒ罪人ノ因テ起ル処ヲ審ニ察ス
ルガ要務ニ御座候 若役人ノ取扱宜シカラズシテ万人ヲ

意ヲ不欺其本ニ報ヒ奉ル処ノアルヲバ良役人ト申ス事ニ
候若此天意ニ背キ候テハ即天ノ明罰ノガル処ナク候ヘバ
深く心ヲ用フベキコトナリ

一、百姓ハ力ヲ勞シテ本ニ報ユルガ職分 役人ハ心ヲ
勞シテ本ニ報ユルノ職分ニテ候 力ヲ勞スルトハ作職ニ
骨折ヲイタシ年貢ヲ滯ラズ或ハ課役ヲ勤ルガ力ヲ勞スル
ニテ御座候 心ヲ勞スルト申スハ百姓ノタヨリヨキ様ニ
取扱ハレ候コトニテ凶年ノ防ヲイタシタリ 作職ノ時節
ヲ取失ハヌ様ニ仕向候ガ心ヲ勞スルト申スモノニ候ヘバ
此本意ヲ能ク合点イタシテ難儀ノ筋ヲハブキタレ候処專
要ノ義ニ御座候 役人ノ取扱ガヨクテ万民怨嗟スル事ナ
ク候ヘバ風雨旱湿ノ憂ハ無_レ之モノニ御座候 万民ノ心
ガ即チ天ノ心ナレバ民心ヲ一ヤウニ揃ヘ立ツルハ天意ニ
随フト申スモノニ御座候 人心調和イタシ候ヘバ氣候順
環イタシ候儀ハ的然タル事ニ御座候故 頭役第一心ヲ可
レ用処ニ候 タトヘ代官ノ下知ニモセヨ ミスミス百姓
イタミ相成ル処ハ幾度モ難渋ノ筋ヲ申解テ納得ノ出来候
ヤウ心ヲ尽シ候ガ頭役ノ持前ニテ御座候 役義ハ代官ノ
賜物ニテハ無_レ之君公ヨリアタヘ置カレシ役職ナレバ代
官ノ意ニ阿リ不忠ノ場ニ陥リテ君公ノ御不徳ヲ_{カキ}醸_シ出シ

苦シメ候罪モアリ君ヲ欺ク罪モアリテ重罪ニアタルノミ
ナラズ一人ノ盗人ヨリハ格別重キ事ニ御座候 刑ハ
無_ツ擲_リモウケタルワザナレバ一人ヲ罰シテ万人ヲコラシ
メントノ事ニ御座候 輕キ罪ヲ重ク罰シ重キ罪ヲ輕目ニ
取扱ヒテハ法ヲ私スルト申場ニ相成リテ人々法度ヲ何ト
モ思ハヌ様ニ相成ルモノナレバ 万人オソレツツシム処
アルガ第一ノ事ニ候

翁一日土持ニ謂フテ曰ク 役場ノ半櫃ノ内ニ火鉢アリ
之ヲ出シ給ハズヤト 翁ノ荷物ハ凡テ役場ノ倉庫ニ格護
シアルヲ以テナリ 土持役場ニ至リ櫃ヲ檢スレバ桐板製
ノ角火鉢アリ 即チ携ヘテ囲ニ至リ翁ニ問フテ曰ク 斯
ノ如キ火鉢ヲ所持シナガラ入葬中敢テ用ヒザリシハ余其
意ヲ解セズ 之レは知ラズシテ先キニ琉球製ノ欠火鉢ヲ
呈セシヲ恥ズト 翁笑ツテ曰ク言札ヲ失スト雖モ牢獄ハ
室狭ク且不潔イフ可ラズ是ヲ以テ足下ノ欠火鉢ニテ足レ
リ 然レドモ今足下ノ慈仁ニヨリ斯ノ如ク囲ニ移ルノ栄
ヲ得タリ 故ニ囲ニ相応ノ火鉢ヲ出スノミト 後翁赦サ
レテ鹿児島ニ帰ルニ當リ 土持ノ母鶴子三記念トシテ讓
与シ 今尚土持家ニ保存セリ

翁困ニアリテ曾テ魚形様ノモノヲ造ル 土持怪ミテ之レヲ問フ 翁曰ク之是鳥賊^{イカ}餌木ナリ 木ノ葉ノ図ヲ番人ニ示シ此甘木ヲ伐リ来ラシメタリ 不日足下ニ鳥賊ヲ惠マント 後数日ヲ経テ土持困ニ至レバ翁果シテ大鳥賊ニ尾ヲ出シ笑テ曰ク 困ニアリテ鳥賊ヲ釣ル妙ナラズヤ 足下賞味ヲ得バ之ニ過ギズト 土持怪ミ故ヲ問フ 翁答ヘテ曰ク余嘗テ坐シテ魚ヲ釣ルノ秘術ヲ学ブ今此秘法ヲ試ミ之ヲ得タリト 土持其戲言ナルヲ知り曰ク 之レ他人ノ惠与ニ係ルモノナラント 翁大笑初メテ実ヲ告ゲテ曰ク 余徳之島ニ配セラルニ当リ山川ヨリ乘リ来リシ舟ノ舟子来島セリトテ過日余ヲ訪フ 余試ミニ餌木ヲ貸シ以テ漂セシム 之レ彼ガ漂獲持参シタルモノナリ 因テ足下ニ与ヘント欲スルノミト 翁又曰ク該^{イカ}餌木ハ彼持参セザリシヲ以テ番人ヲシテ先キニ催促セシメシニ既ニ出船影ヲ止メズ 彼ノ鳥賊ヲ携ヘ来リシハ其志感ズベシト 雖モ 余今入牢ノ身ナレバ追及スベカラザルヲ知り 之ヲ持去リシハ其罪恕スベカラズト哄笑ス

翁龍郷村ニアリシ時釣糸ヲ困ノ天井ニ懸ケ之ヲ保存セリ 一日土持困ニ至レバ翁笑フテ曰ク 先日国頭村ノ老

付候ハバ 人氣モ宜敷オノヅカラ社會ノ趣意ニ基キ仁恕ノ大事相立候半タトヘバーケ村ニテ五石ノ米高ニ相及ババ式割ノ利付ニテハ一ケ年ニハ老石ノ利米ト相成ルナレバ 右ヲ本ニ相立テ年々仕リ候ヘバ 三ヶ年ニハ元利ハ石六斗四升ニ相成ルベシ 五ヶ年ニハ拾参石余ノ米高ニ相成候半其節ハ最初出来ノ分ハ各々ヘ返し与ヘ 利米計リヲ以テ右ノ手数ニテ仕繰候ハバ 人々不時ノ災難ヲ救ヒ又ハ廢疾ノモノモアハレミ 何歟救助ノ道相付事ニハアルマシキ歟 若荒年ニ逢ヒ候時ハ窮民ハ天ノ賜ト仰ギ候半 然ルトキハ積年ノ心苦ニ引カヘテ如何計ウレシキゾヤ ドノ程ノ陰徳カモ知ルベカラズ 自然百姓ノ上ニ立テ御役ヲ勤メ候ハ何ノ訳ニ候哉 第一百姓ノ融通ヲイタシ呉レ候為ニハアルマシキヤ 凶年ニ臨ミテ饑亡ニ及候ヲ見ナガラ 只安閑トシテ 年柄ノ事ナレバ致方ハ無之ノト年柄ニウチマカセ候テハ 弥々天ヨリハ其罪役々ニ帰シ候儀相違アルマシク 畢竟此処古人モ論判セラレタリ イツレニモ前以テノ備肝要ノ事ナリ 百姓ハ力ヲ勞シテ御奉公ヲ致シ 役々ハ心ヲ勞シ御奉公ヲ致スハ天然ノ賦付ニ候得者 心ノ限ハ可尽事ニ候 若又五ヶ年ニ相満シテ凶年ニ逢ヒ候ハバ 現在極難ニ不迫ニハ

漁夫来リ平伏シテ余ニ釣糸ヲ無心セリ 彼余ガ今幽囚ノ身ナルヲ以テ釣糸ノ必要ナキヲ察セシニヨルナラン 其真率ノ情愛スベシト雖モ 山海ノ漁獵ハ余ノ最モ好ム所ナリ 他日若シ入牢ヲ赦サルアラハ漁夫トナリテ大ニ樂マント欲ス 故ニ之ヲ謝絶セリト 翁ノ漁獵ヲ好ムコト斯ノ如シ

二 社會

翁一日土持ニ問フテ曰ク 当島若シ天災アリテ飢饉ニ陥リシ場合ハ如何ニシテ窮民ヲ救助スベキヤト 土持對テ曰ク藩庁ニ救助ヲ乞フノミト 翁又曰ク当島藩庁ヲ距ル二百余里而モ風濤險惡加フルニ完全ノ船ナシ事ノ急ニ応ズル事ヲ得ンヤト 土持語究ス 是ニ於テ翁ハ宋時ノ創設ニ係ル社會ノ欠クベカラザルヲ説キ 教ユルニ創設ノ方法ヲ以テシ 社會趣意書ナルモノヲ草シ土持ニ与フ 其写左ノ如シ 原文ハ土持家保存ス

凶荒ニ備トイフハ豊年ノ時ニイタスコトニテ ソノ仕様ハ村々ニテ現夫ノツラツラニ賦リ 付テハ親疎モアルノミナラズ苦情モ起リ候半歟 然レバ第一作得ノ余計ヲ調ベ家内ノ人数或ハ雜穀ノ余分マデ相考夫ニ応ジ出米割

頭出米外五部通相重配分イタシ 又至極ノ究シタルニハ一部通り相重候テ相渡シ 翌年ハ重ミ丈ノ分ハ返米為致サバ行々ハ非常ノ回米相備リ云々 (以下腐蝕)

土持政照右ノ趣意ニ基キ 同僚及広ク全島ノ有志ニ謀リ社會ヲ興シ 爾来究乏ヲ救恤セシコト枚挙ニ遑アラス然レドモ今ヤ交通便宜トナリ飢饉ニ備フル必要ナシトテ之レヲ村共有財産トナシ和泊知名兩村相切半シテ有ス兩村各々基本財産数万円ヲ有スルニ至ル 是皆翁ノ遺沢トイフベシ

文久三年五月六日ノ頃ナリキ 翁困ニアリ快談中ト雖モ卒然トシテ大息歎声ヲ発スル事屢々ナリ 土持深ク之ヲ怪ミ故ヲ問フ 翁答ヘテ曰ク 本藩將ニ生麦事件ヲ以テ英國ノ苦シムル所トナリ 今ヤ鹿児島ハ灰燼ニ帰シタルナラン 然ルニ余孤島ニ幽囚ノ身トナリ報國ノ微衷ヲ効ス由ナシ 之ヲ以テ慨歎自ラ禁ズル能ハズト言終リテ血涙潸然タリ 土持之ヲ聞キ深ク感激シテ曰ク 足下國ノ為ヲ熱思スレバコソ斯ル孤島ニ窮苦ヲ思ヒ居ラルナラン祖国タル鹿児島既ニ滅亡セバ何ヲ苦シンデ茲ニ呻吟スルヤ 余モ又父鹿児島ニアリ 子トシテ父ノ苦難ヲ聞キ安

閑トシテ居ルニ忍ビズ 共ニ鹿兒島ニ行カンコトヲ勸ム
翁船ナキヲ如何セント 土持曰ク余家ニ資産ナシトモ
下男下女アリ之レヲ奉公替セシメ其資金ヲ以テ船ヲ造
ランコトヲ約シテ家ニ帰ル 上持ノ母土持ノ顔色ノ常ナ
ラザルヲ察シテ曰ク 汝ノ顔色常ナラズ想フニ吏務ニ失
誤ヲ生ゼシタメナラント 土持覺ヘズ悲涙滂沱語ルニ実
ヲ以テス 母又土持ト翁ノ志ニ感シ喜ンデ其請ヲ允ルシ
自ラ私財ヲ拠テ土持ニ与ヘタリ 是ニ於テ土持ハ婢僕ヲ
母ノ面前ニ呼ビ 造船ノ資ノ為メ雇主ヲ替ヘザル可カラ
ザル所以ヲ説示ス 婢僕唯々ト之ヲ諾ス 依テ僕次郎ヲ
屋子母村神屋某ニ 婢ゴゼヲ皆川村前島某ニ雇ハシメ米
六十俵ヲ受取り造船ニ着手セントスルモ 元来沖永良部
島ニ民有トシテ樹木乏シク 家屋建築ノ用材ノ如キモ
其供給ヲ概ネ大島沖繩地方ニ仰グノ実況ナルヲ以テ 船
材ノ如キハ官林ヲ除ケバ他ニ得ベカラズ 是ヲ以テ政照
ハ在番役山田平蔵シ許ニ至リ 官林ノ払下ヲ請フテ曰ク
本島ハ藩庁ヲ距ルコト遠キヲ以テ 一朝非常ノ変ニ逢ヒ
藩庁ニ急報ヲ要スルアルモ完全ノ船ナシ 聞ク今や形勢
不穩異人ノ襲来知ルベカラズ 政照茲ニ感ズル所アリ
舟ヲ造リ以テ有事ノ用ニ供セント欲ス 希クハ官林ノ払

下ヲ允許アランコトヲト 山田其志ニ感シ願書ヲ提出ス
ベキヲ勸ム 土持窃カニ喜ビ帰途翁ノ許ニ至リ旨ヲ告ゲ
官木払下願書ノ草稿ヲ囑ス 翁喜ビ即チ筆ヲ執リ之レヲ
草シ土持ニ与フ 其文左ノ如シ 草稿ノ原文土持家ニ保
存ス

乍恐手扣書ヲ以テ奉内訴候

私事不容易一島ノ頭役ヲモ被仰付大ニ面目ヲ施シ罷在
候上 家内モ難有扶助仕居候仕合ニ御座候 就テハ当時
ツラツラ熟考仕申候処 不穩ノ形勢ト被相伺 全体狡猾
ノ異人共ニ御坐候得者如何ノ憂到来可致モ難計 若哉本
島杯ヘモ乱妨ノ振舞共有之候テハ 旧来御恩徳ヲ奉戴居
只茫然トシテ其意ニ応ジ難罷在 縦ニ横行仕候テハ千万
残念ノ至 莫大ノ御鴻恩忽忘却ノ姿ニ罷成候次第 日夜
苦心仕百計手段ヲ尽居候テモ 此島人ヲ以テ十分防禦ノ
策有御坐間敷 イツレ成機ニ応ジ奉歎願候テ 御手元ノ
御援衛奉仰候外無他事且御城下杯ヘ異変ノ事共到来仕候
テモ 我々式如何程ハ有之候トモ 御用ニ相立候儀モ無
覺束去迎只只点止居候筋モ無御坐訊ニテ万慮仕候処 当
島ヘ変事有之候力又ハ近他島ヘ同様ノ向モ御座候ハバ何

分早ク飛船ヲ以テ事ノ急ヲ御府内ヘ被為報告候儀モ可有
御坐カト奉存候 夫ノミナラズ山川辺ヘ発砲ノ機会モ御
坐候ハバ 自然飛船等ノ御手数ニモ可被為及哉奉恐察候
ニ付 何卒纔成共微力ヲ尽度山々相考申候処 急速飛船
等ノ御仕立共罷成候ハバ全右等之御用ニ相立候船迎ハ差
当相備不申候ニ付 是丈成共御事缺相成様兼テ相備置度
痛患ノ余リ存当候ニ付 島中ヘ維費相掛候テハ劳百姓共
乍纔モ難渋仕候事ニ御座候間少シニテモ御用途罷成候ヘ
バ難有奉存候ニ付 自分失脚ヲ以テ造立仕度御座候間
何卒御免被仰付度奉念願候儀ニ御座候 左候得者出来之
上自分稼等ノ運搬決テ不仕 伊延港ヘ囲置非常之御備ニ
相調置申度含罷在候間 左様被思召上被下度奉願候 右
造立方ニ付テハ材木無多事場所故 互ノ売買迎モ無御座
次第ニテ必至ト込入候 仕合ニ御座候間至極奉恐入候得
共 御仕建山ノ内ヨリ相当ノ代米ヲ以テ申請被仰付被下
候得者 早速製造方取掛可申若哉御用弁無共相成候ハバ
微志ノ素願モ相遂難有義ト奉存候 左様御座候テ不被為
召遣儀ニ罷成候得者 無此上モ御大幸之訳ニ御座候間
其節ハ自分利得共相計候所存ニテハ毛頭無御座候間 望
ノ者ヘ売却仕申度御座候ニ付 是亦被聞召置被下度奉存

候 此等之趣奉願候間 御内意ヲ以テ成合候様被上可被
下儀奉願候 以上

文久三年七月

与人 政照

御代官所御付役様

土持右ノ願書ヲ清書シテ之ヲ在番所ヘ提出シ許可ヲ得
直チニ官木ヲ伐採シテ造船シ 翁船ノ名ヲ報恩丸ト命名
シタリ 偶々琉球通ノ商船徳之島ヨリ来リ 薩摩英艦ノ
来襲ヲ受ケ激戦連日遂ニ英艦ヲ撃退セリト報ス 翁大ニ
驚キ土持ニイフテ曰ク 余常ニ此事アランコトヲ憂ヒタ
リ 今や果シテ彼ノ来襲ニ逢フ 薩人氣鋭ニシテ死ヲ見
ル帰スルガ如キノ勇アリト雖モ 海岸ノ防備全カラズ
加フルニ旧式ノ武器ヲ以テ焉シゾ彼ノ精銳ニ抗スルヲ得
ンヤ 鹿兒島ノ灰燼ニ帰セシヤ明カナリ 余囲中ニ踞踞
シ軍事ノ情報ヲ詳ニスルヲ得ズ 遺憾ニ堪ヘズ 足下ノ
名ヲ借り徳之島亀津村与人ニ問合サント欲ス如何ト 土
持之ヲ諾ス 翁即 左ノ草稿ヲ認ノテ之ヲ土持ニ渡シ清
書シテ差出シタリ 此草稿ノ原本土持家ニ保存ス

イマダ寛々不得鳳眉候得共 弥以御揃御勤在之筈珍重

奉存候 然ハ御城下前ノ浜ニ於テ 英夷乱妨ノ様子為有
之哉之風聞有之 畢何某急速御下島之処ヨリ 右等之説
相發シ候トノ事ニテ 表通御問越相成候訳ニ御座候 自
然巨細虚実分明御返事可被為在候ニハ御座候得共 間ニ
ハ表通ハ御嫌疑ノ廉モ難計推考イタシ候間 私共ヨリモ
内輪ヲ以テ別段及御頼談候訳ニ御座候 其処厚ク御汲取
被下候 而余計ノ儀ト思召候事迄モ 御腹藏御洩説被成
下候処 起而御頼申上候儀ニ御座候 輕キ者共ノ申ス事
ニテ 虚実不相分候得共 痛心ノ余及御尋問候始末ニ御
座候 就テハ其御許ヨリ御米御積登可相成哉杯トモ申ス
事ニ御座候 実事ニ候得者大和船積入方トシテ早早罷下
候 御振合ニ御座候哉 又ハ島次ヲ以テ御仕登可相成力
右様ノ手数相成候 而ハ一同ノ御難儀ト奉存候 右ハ如
何ノ策ヲ以テ相補ヒ被成候向ニ御座候哉 若当冬下船モ
相滞向共成立候ハバ 砂糖御仕登ノ処モ不被為出来筈ト
奉存候 如何御運相付候哉 御懷合之処詳悉御知セ被下
度御頼申上候 尤モ当所ニテ粗風聞仕候 形行ハケ条ヲ
以テ虚実無構一々左条ノ通御尋申上越候 悉敷御返事被
成下度御頼申上候

一、山川口ニテハ 防戦ノ如何ノ間ニテ御坐候哉 火急

ノ事ニテ全ク仕応セザルモノニ御座候哉
一、英艦何十艘乗込候哉 何月何日ノ戦ニテ候哉
一、御台場諸所破損ノ向ニ来リ候間 何方何ヶ所及破損
候哉

一、英艦桜島之御台場ヨリ 壹艘ハ御打留相成タトノ向
ニ御座候 何艘御打留相成候哉

一、英艦速ニ引取候哉 又ハ江戸表杯乘廻候敷 本国ノ
方ヘ引払候哉

一、上下町ハ御焼払ニ相成 其余煙御城迄相及候トノ趣
モ申触レ候 実事ニ御座候哉

一、琉球船二艘大和船四五艘相損候向ニ御坐候 何方ヘ
繫居候而及損失候哉 且小船ハ数十艘破損トノ向ニ御
坐候 波止場内江有之候船ニテ御坐候哉

一、上下町人何方江相延候哉 又ハ武家童女方如何ニ御
処置相付候哉

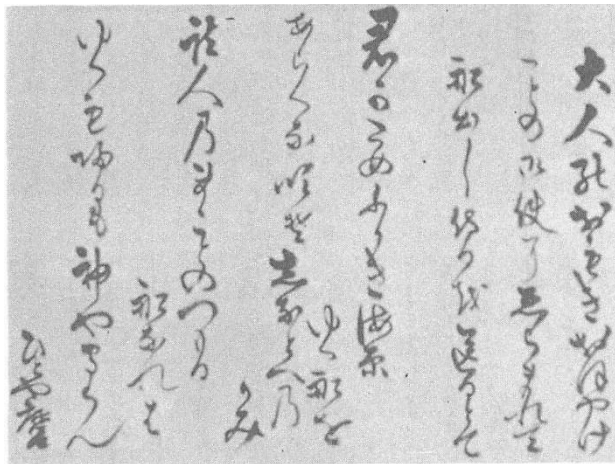
一、戦死ノ御方ニ 大人数被為焼死候御様子ニ御坐候
幾人許ニ御坑候哉

一、近国並宮崎御奉行杯 早々御援兵トシテ 被差入御
向ニ御坐候哉

一、当島江ノ御用封モ有之 右ハ当所ヨリ飛船ニテ被差

渡候者江 御渡相成居トノ事ニ御座候 又上国与人真
粹憲等ノ書状都而同様ノ由承居候弥 其通ノ事ニ御坐
候ハバ 都而御取揚被成下候 而此度御差遣候飛船江
御渡被下候御手都合被成下度分而御頼申上候

右者忌諱ニ触候言モ可有御坐候得共 御存之通端島ノ



事ニテ詳ニ相分候訳無之 勿論非常ノ御世帯ニ御座候得
者 御互ニ形勢委敷相知候処急務ノ事ニ御座候得者承候
儀モ悉御尋越申上候ニ付 何卒細大為御知被下候 処分
御頼申上候 自然ヶ条ニ洩候処多分ノ事ニ可有御坐候間
無残処為御知被下度 態ト飛船ヲ以テ御頼越申上候
英艦来襲ノ情報ハ其後 魔府ヨリ在番所ニ達シ 浮説
百出人心恟々タリ 翁土持ニ謂テ曰ク 足下婢僕ヲ売リ
船ヲ造リ 事既ニ過ぎ誠ニ千歳ノ恨事トイフベシ 乍去
往時ハ追フベカラズ 今妄ニ困ヲ脱シテ魔府ニ至リナバ
却テ君公ノ怒ヲ増シ 他日ノ抱負ヲ空フスルノ災厄ニ逢
ハンモ知レズ 此処暫ク忍ンデ余煙ノ消ユルヲ待ツニ如
カズト 是ニ於テ脱困ノ事遂ニ止ミ 船ハ与人^③操坦裁
ヲ慰問使トシテ上魔セシメ 其帰港後ハ伊延港ニ定繫セ
シモ腐朽ノ慮アリテ他ヘ売却セリ 操坦裁發スルニ当リ
翁左ノ歌ヲ送レリ

坦裁ぬしが おもきおほやげ事のつかひに
選まれて 船出し侍るを送るとて

君が為め深き海原行く船を

諸人の誠のつもる船なれば
あらくなふきそ しなとへの神

此歌操家ニ保存セリ

操坦裁氏上臈ノ際 沖永良部島ニ大砲備付ノ願書草稿ヲ請ヒシニ 翁ハ左ノ如ク綴リ之レヲ操ニ与ヘタリ 原文操家ニ保存セリ

私事此節飛船上宰領トシテ罷登候テ 御当地外夷御敵備ノ御次第親敷拜聞仕候処 島許ヨリノ存志尚又振起リ 殊ニ於島エハ大砲打役ノ頭ヲモ被仰付置候ニ付私丈ノ御奉公精々相勤申度奉念願居事ニ御座候 若哉夷吏到来ノ節ハ十分ノ防禦不相叶迎モ一島ノ汚名不相掛処存詰罷在候儀ニ御座候 就テハ當時御軍備最中ノ折柄 島方迄モ御手被為届候訳モ有御座間敷候得共全体島人ノ儀ハ兼テ帯刀不仕候故右等ノ場合差ハマリ薄キ訳モ御座候而苦心仕居候間 何卒此処拾刃筒拾丁位モ被差渡候テ 防禦ノ敵命屹度被仰渡被下候テ一同ノ人氣競立候儀此機会ト奉存候ニ付 誠ニ奉忍入候得共 右等ノ御手数被成下候処奉歎願候 若又拾丁ノ内ヨリモ此涯御都合不被為調儀ニ御座候ハバ素ヨリ手短ノ者ニテ只今相對ヲ以テ買入ノ手段相調不申候ニ付老丁丈ハ此涯申受被仰付候ハバ来春砂糖ヲ以テ難有上

納可仕候間 何卒御免被仰付被下候様奉願候

右之通り先刻ノ御咄綴立候大体ニ御座候間 若其都合相加テ御取直シ被下度ケ様ノ願文ハ 第一受取候人ノ腹中ニ相叶フ様ニ書立候敷濟易キモノノ由承居候當時事ヲ執行候人ニ些強ク申立候敷 御口ニ合候半敷ト愚考致居候 イツレ御当地ノ形勢次第御賢慮御尤奉存候 以上

文久三亥十一月二十八日

吉之助

坦裁様

彼ノ英艦来襲ノ詳報ニ接シタル翁ハ土持ニ対シテ曰ク余ノ久光公ニ上言セルコト今悉ク符節ヲ合スガ如シ 赦免帰郷ノ事望ミ得ベカラズト雖モ 想フニ不日幽囚ヲ免ズルノ御沙汰アルナラン 若シ此恩命ニ接スル時ハ 足下ハ余ノ為ニ田皆村ニ配所換ノ幹旋ヲ為セヨ 聞ク田皆村ハ土地広漠最モ耕作ニ適スト 予来未ダ一步モ和泊ノ外ニ出ズ 自ラ井蛙ノ感ナキニアラズ 故ニ足下等ノ幹旋ノ勞ヲ執ラバ唐辛ヲ作り足下ニ与ヘン傍ヲ元氣ヲ養ハント 言実ニ真意ニ出ズ 土持答ヘテ言ヘル様 先生赦

免ノ君命近ニ到ラン 如何ニ先生此地ニ止マラント欲スルモ又得ベカラジト 果セル哉未ダ幾何ナラズシテ翁ノ親類ヨリ雁書飛来シタリ 曰ク赦免ノ上汽船ヲ以テ迎フルノ議アリト 然レドモ翁之ヲ信ゼズ 敢テ其来航ヲ待ツノ状モナク只閑日ヲ樂ミ悠々タルノミ 翁土持ノ義氣ニ富ミ忠孝ノ心厚キヲ喜ビ 左ノ詩ヲ送り且ツ土持ニ代リ其子孫ノ為ニ左ノ逸志ヲ書イテ土持ニ与ヘタリ 逸志ハ其儘表装ヲ加ヘ詩ハ明治八年翁ニ請フテ改書セシメ共ニ土持家ニ保存ス

政照子壳僕以造船而備変感其志賦以贈

精神不_レ減_二昔人ノ清_一 專_レ顧_二君恩_一 壯氣横_ル
開_レ眼_レ營_レ船_レ真意顯_ル 揮_レ淚_レ鸞_レ僕俗碌輕_シ

北堂貞訓能_レ応奉 先祖忠勤当_レ力行_一
畢生勉手酬_二国ノ事_一 無_レ私_レ純志挺_二群英_一

逸 志

予土持氏綱政之庶子而居_二南岐_一 其先邦君事_二貴久公_一ニ為_二執政_一 尽_二奉忠誠_一 嘗君幼而逢_二危急之厄_一 当_二此時_一 平粉骨粹身以脱_二君之難_一 是以邦家得_レ全遂起_二中興之業_一 有_二專勤勞_一 矣 予其苗裔而慷慨勵志所_二以異_一 土人之

事也 嘗聽魔府備不慮_二甚嚴矣予以為雖_レ生干草野之陋豈無_レ忠義之心乎 殺身成仁不_レ尋_二於家名_一有斯焉雖_レ然万里之波濤不_レ可_レ無_レ船得_レ涉也 苦徒心志耳 既欲_レ營_二船而無_レ余財_一歎息久矣 奮然謂君父在_レ魔城_一有_二目前之禍_一如何不_レ暇顧_二家乎_一 故諭_二下婢_一以_レ実婢亦許諾焉 故壳_レ之以求_レ償而一小船修成焉 先是雖_レ拋_二予身命_一為_レ忠義_一在_二家老母_一是亦所_レ不可_二人情之忍_一也 剛斷難_レ制唯茫然_二熟考_一不_レ可_二以_レ実不_レ告也_一 一日告_二母_一曰食_二君之食_一避_二君之難_一非_レ忠臣也 父也生_レ我不_レ待_二父之禍_一非_レ孝子也 於此_二二者_一所_レ不可_二人倫之離_一也 予冒_二万死_一赴_二戰場_一而可_レ全_二忠孝_一矣 請免_レ之乎 嗚嗚独如_二阿母之悲_一 焉言未_レ終而淚滿_レ衣 母聽_レ之曰 誠哉汝言 子幸而難_二將士_一忠義之道 何喜_レ若_レ之莫_レ憂獨_レ母_レ快致_レ死焉少無_レ愁色 自若而勵_レ声曰速造_レ船促_レ之而最勉 予聞_レ之勇氣百倍志操愈固矣 可惜衆人者貪_レ利不_レ知_レ義 予全_二忠義_一不_レ顧_二其身_一子孫思_レ之勉_レ之

文久三年秋ノ頃 或日酒ヲ携ヘ母ト共ニ囲ニ來ルベク 翁ヨリ政照ニ來書アリタリ 政照ハ母同伴酒肴ヲ携ヘ囲ニ至ル 翁喜ビ迎ヘ政照ノ母ニ謂テ曰ク 余政照子ト意

氣投合ス 故ニ兄弟ノ約ヲナシ共ニ国家ニ尽サント欲ス 請フ允許アラシコトヲト 政照ノ母大ニ喜ビ之レヲ諾ス 是ニ於テ翁ハ母子ト兄弟ノ盃ヲ取替シ左ノ詩ヲ政照ニ与ヘタリ 政照此詩ヲ明治八年翁ニ改書セシメ軸物トシテ土持家ニ保存ス

贈政照子

平素眼前皆不平 情之相適異事情
愉_レ安惇_レ義如_二仇寇_一 禁_レ慾効_レ忠共_二死生_一
我許_レ君々也許_レ我 弟称_レ兄弟却称_レ兄
從來交誼知何事 報国輸_レ身尽_二至誠_一

是ヨリ先文久三年春 在番役黒葛原源助、鎌田八之丞、高田平次郎（操坦水ノ母ノ実父）、三木原甚左衛門、福山清藏等ハ任滿チ 山田平藏、赤崎源助、鎌田八之丞、木藤源左衛（木藤貞亮ノ実父）、川口万次郎等之ニ代ル此時高田平次郎一刀ヲ福山ニ托シ 土持ヲシテ之ヲ翁ニ致サシメ 且翁力赦免ヲ待テ之ヲ翁ニ致スベシト告グ 土持ハ数日ヲ経テ囲ニ至リ之ヲ翁ニ呈シ告クルニ其実ヲ以テス 翁大ニ喜ビ直ニ書ヲ認メ其厚意ヲ謝ス 其文左ノ如シ

昨日福山君ヨリ承リ候ニハ 貴丈御神刀御残シ置下サレ候トノ儀千万有難ク重疊ノ御親切謝スルニ言葉ヲ知ラス候 実ハ此一条御願申上度ト相合候得共獄中ノ事故申出兼候処 早ク御備ヘ被下候処何トモ難有奉感佩大ニ力ヲ得候事ニ御座候 余リノ嬉シサニ愚詩綴立差上申候御笑覽可被下候 一ツノモノハ先年差上候モノヲ些ト取直差上申候平仄合不申候故仕候間如斯御座候 此旨荒々得貴意候 頓首

追而機會ヲ見直チニ返劍可仕候

吉之助

高田君机下

憑_レ君識_レ取_二英雄ノ氣_一 斬_レ賊勇肝百倍加_ル
貴策恵_レ刀三尺劍 血戰当千如_二乱麻_一

新任シタル在番山田平藏ハ横目役土持政照ヲ伴ヒ一日 翁ノ座旁ニ檢視シ山田在番ハ先ツ新任ノ挨拶ヲ為ス 翁ハ端座黙礼スルノミ 山田ハ更ニ翁ニ申ス様 中山尚之助ガ足下ニ宜敷申上ル様ト伝言シ 且ツ貴下ノ事ヲ拙者ニ頼マレタト言ヒ終ルヤ 翁ハ目ヲ円ク憤然トシテ曰ク 代官タルモノカ虚ヲ言フカト大声ニテ叱リツケタ 山田

ハ虚ニアラザルコトヲ弁解スルモ翁信セズ 側ニ居タル土持ハ大ニ心配セリトイフ 後土持ハ其故ヲ翁ニ問ヒシニ 翁申ス様 山田ノ言虚ナリ 自分ハ中山ノ為ニ茲ニ幽囚セラル 然ルヲ自分ニ伝言スル訳ナシト 然シ段々調べテ見ルト 中山ハ西郷ノ説ノ至理ナルヲ悟リ翁ノ事ヲ山田在番ニ頼ミシトイフ 嗚呼英雄モ神ニアラザレバ之レヲ知ル由ナシ 然レ共其時代ニ於テ代官ヲ叱リツケル是西郷ノ西郷タル所以ナランカ
英艦ノ襲撃後鹿児島ニ於テ公武党中山等ノ一派漸ク勢力ヲ失ヒ 尊王派勢力ヲ得 小松・大久保其他ノ志士翁ノ召還ヲ久光公ニ説キシニ公之レヲ容レ 吉井友実・西郷従道・福山健偉ノ三名ヲ使者トシテ汽船胡蝶丸ニ搭シテ翁ヲ沖永良部ヨリ迎ヘシムルコトナリヌ

是ヨリ先 鹿児島城下ニ天然痘流行スルヲ以テ 内地ヨリ渡航ノ船舶ニ対シテハ一々檢疫ヲ行ヒ 若シ該患者或ハ疑似患者アラバ 上陸ヲ禁シ以テ之ヲ予防セリ 而テ間切横目中土持独リ天然痘ヲ経タルノ故ヲ以テ常ニ檢疫ノ任ニ当レリ 一日（即チ元治元年二月二十一日）伊延港ニ和船入港ノ報ニ接シ 土持ハ例ノ檢疫ニ出張途中

船ノ船頭体ノ者書狀函ヲ手ニシテ来ルニ会ス 土持之ニ問テ曰ク 本島流人大島吉之助君赦免ノ命アリ 不日汽船ヲ以テ迎フルノ議アリト 果シテ信乎 彼曰ク然リ今赦免状ヲ在番所ヘ持參ノ途中ナリ 大島先生ヲ迎フルノ汽船ハ余ト同時ニ山川港ヲ出帆セリ 想フニ大島ニ寄港シ居ルナラント 土持大ニ喜ビ墨汁ヲ出シ塵紙ニ其趣キヲ記シ 之ヲ託スルニ翁ニ致サン事ヲ以テシ 倉皇檢疫ヲ終ヘ帰途ニ就キタリ 時二船ノ舟子呼ンデ曰ク 貴下ノ尋ネル汽船ハ彼処ニ見エタリト 土持回顧スレバ徳之島ノ方ヨリ汽船ノ鯨波ヲ蹴テ来ルアリ 是ヲ以テ飛走和泊役場ニ歸リ直ニ翁ノ囲ヲ訪フ 時既ニ翁ハ礼服ヲ着シ囲ノ中ニ端座シ 土持ノ同僚福山清澄ト對話中ニシテ土持汽船来航ヲ告グルモ平然トシテ動カズ 先キニ託セシ書簡ノ厚意ヲ謝シ 徐ニロヲ開ヒテ曰ク「先刻山田在番方来リ 赦免状ヲ読ンデ聞カシヤンシタ 便船次第鹿兒島ニ登レチュ事デ御座ンサ 今来ル船ハ異国船御座ンソウ 前ノ浜ノ戦デ汽船ハ皆シナ焼ケタチウモンデ」ト土持ノ言ヲ信ゼズ 暫クシテ和泊海岸喧噪ノ声アリ 曰ク煙ノ出ル船来レリト 茲ニ於テ土持ハ翁ニ出穿ヲ勸ムレバ 翁尚平然トシテ曰ク「ハーモウ籠馴レタゴツ御座

ンス」 土持曰ク赦免セラレテ奔ニ入ル人ガアルモンデスカ早く御出ナサレト 翁ヤウヤク「トンゴツ」(煙草ヲ入レタ箱)ヲ携ヘ出デ 土持ト共ニ海岸ニ到レバ汽船近クニ見ユ 翁曰ク「彼ハ沖繩行ノ船グワンソ」ト尚疑ノ模様ナリ 然ルニ船ハ益々近ク来リ遂ニ碇ヲオロシ初メ日ノ丸旗ヲ揚ゲ次ニ十文字ノ旗揚ガレリ 是ニ於テ初ノテ翁モ之レヲ信ジ 土持ト共ニ囲ニ歸リ 諸荷物ヲ取出シ頻リニ何物カ搜索ノ状ナリ 土持其何物ナルカヲ問フ 翁曰ク 牢屋者ノ物ナリト雖モ 先君斉彬公ヨリ拝領縞縮緬ノ袷一枚 記念トシテ足下ニ呈セント欲スレドモ其所在ヲ失セリ 故ニ之レヲ搜索スト 土持フト翁カ腋下ニ衣袂用ナ物挾ムヲ見テ 其何物ナルヤヲ問フ 翁見テ拍手絶倒ス 翁性寛宏大度 平素事ニ臨ンデ動カサル山ノ如シ 然ルニ今周章斯ノ如シ 想フニ召還ノ恩命ニ接シ喜極マリ精神既ニ翁ノ肉体ヲ蟬脱シテ魔城ニ逍遙スル感アリシナラン 汽船胡蝶丸ガ和泊港ニ投錨セシハ実ニ元治元年二月二十一日午後一時 即チ土持ガ伊延港ニ於テ和船檢疫ヲ為シタル当日ナリキ 翁ハ土持ニ記念ノ衣裳ヲ与ヘ荷物ヲ整理シテ 土持ニ謂テ曰ク 自分ハ在番詰役方ヲ訪問シテ御礼ヲ述べ来ルベシ 足下願クバ

汽船迄行カレン事ヲト 土持諸シ伝馬船ヲ準備シテ本船ニ航ス 途中本船ヨリ来ル「ボート」ニ会ス「ボート」ニハ西郷従道、吉井友実、福山健偉ノ一行乗込居リ 頻ニ土持ニ「ボート」ニ乗ルベク勸ム 是ニ於テ土持ハ「ボート」ニ移リ一行ト共ニ浜辺ニ至レバ 翁ハ他人タト共ニ一行ヲ浜辺ニ迎ヘ其上陸ヲ待ツ 一行ノ上陸スルヤ翁ノ実弟西郷従道ハ翁ノ前ニ進ミ「兄サン」ト一言ノ挨拶ヲナシタ儘首ヲ垂ル 翁又「ヨー来タカ」ト一言ヲ以テ之ニ応ジ 互ニ涕淚數行默然タル事良久シ 左右仰キ見ルモノナカリキ 既ニシテ翁ハ吉井友実ヲ顧ミ「オーヨゴレワイモ来タカ」ト謂ヘバ 吉井ハ翁ニ向ヒ曰ク「馬鹿ナ事ライフナ自分ハ御前ヲ迎ヘニ来タトジャツド ヨゴレチウハ何ンチウコトカ」 時ニ翁ハ土持ヲ顧ミ「此奴ハ稚兒ノ時分ハ非常ニヨゴレ風五郎ノ腕白者デ御座ンシタ」ト啞然大笑シ 左右為ニ大笑トナレリ

一行カ初メ鹿兒島ヲ発スル時ハ 和泊ニ一週間滞在シテ大ニ遊ブ積ナリシガ 汽船ノ石炭缺乏シ其日ノ内ニ乗ラザル可カラザル事トナリ 一行ハ和泊役場ニ酒宴ヲ張リ 当時ノ諸役馬役一同ヲ饗ス 翁ハ未ダ酒酣ナラザル

ニ吉井ヲ顧ミ「オイヨゴレモウ乗船スルヤ」ト頻ニ促ス 是ニ於テ一行モ止ヲ得ズ乗船スル事トナレリ 而テ当島ヲ拔錨セシハ実ニ全夜午前一時ニシテ即チ二月二十二日ナリキ

翁別ニ際シ獄中ニ於ケル謝辞ヲ土持ニ述ベ且一詩ヲ賦シテ土持ニ与ヘタリ 即チ

別来如夢亦如雲 孤容何情淚沍々

獄裡仁恩無謝言 心関波浪瘦思君

明治八年土持出甕スルニ当リ 前詩ヲ写シテ翁ノ許ニ至リ絹地ニ清書ヲ乞フ 翁即チ筆ヲ執リ 前詩ヲ左ノ如ク訂正シ土持ニ与フ 是ヲ軸物ニシテ土持家ニ保存ス 別離如夢又如雲 欲去還^リ来^ル淚淫々

獄裡仁恩無謝^レ語 遠凌^ニ波浪^ニ瘦思^ニ君

翁又入牢中使用セシ食器(是レハ苗代川焼ノ弁当ニシテ底ニ小孔數十ヲ穿チ飯ヲ煖ムルニ用ス)ヲ政照ニ与ヘ桐ノ火鉢ト共ニ土持家ニ保存ス

翁囲ニ幽囚中 最モ力ヲ讀書ニ用ヒ 深ク其精神ヲ修養セリ 初メ鹿兒島ヨリ携帯セシ書冊ハ其数極メテ多ク三ヶノ柳行李ハ悉ク書冊ヲ以テ充滿セリ 習字及作詞ハ常ニ樂ミトセル所ニシテ 時ニ又勤王ノ士ノ詩歌ヲ集メ

テ之レヲ愛読ス 左ノ二首ハ座牢ノ衝立ニ自ラ書シテ
朝夕之レヲ吟誦セリ

富貴寿夭不忒心 只向面前養精神
四十余年学何事 笑座獄中鉄石心

慈母勿悲罹厄身 古来如此幾忠臣
臨死自若如平日 不怨天不咎人矣

前詩ハ山崎闇斎ノ門人三宅尚齊獄中ノ作ニシテ 後詩
ハ森山三十切腹當時ノ吟ナリ 翁カ手習セシ反古紙ニハ
左ノ如ク書シアリ 今尚操家ニ保存ス

慈母莫悲係厄身 古来如此幾忠臣
臨死自若如平日 不怨天不咎人矣

森山三十

二 赦免後覺城着及其他ノ模様

汽船胡蝶丸ノ沖永良部島ヲ発シ鹿兒島着 其後ノ模様
ハ士持ニ贈リシ書筒ニ依リ知ルヲ得 故ニ其書状ヲ左ニ
記サン

一筆啓上致候弥以御安康御勤務之筈珍重存上候 隨而野
生ニモ無異議 先月二十八日帰着イタシ候ニ付 左様御

放慮可被給候 サテ其許江罷在候時分ハ 何廉御世話被

成下 別而難有御厚礼申上候承事ニ御座候 其元出帆候

処大島竜郷ヘ翌日九ツ時分安着致候処 皆々大悦ノ事共

ニ蘇生ノ思ヒヲ成候 仕合御遠察可被下候 四日ノ滞在

ニテ御座候処 愚妾ノ悦情義ニオヒテ是又御憐察可被下

候 左候而二十六日朝出帆イタシ喜界島ヘ寄港ニテ 二

十八日朝安着イタシ候処 親族ノ悦御察可被下候 今日

出帆ニテ上京候処雨天ニテ山川港ヘ滞船イタシ候故

荒々御礼迄如斯御座候 草々

大島吉之助

政照様机下

本手紙ノ原本ハ岐阜県不破郡岩手村大字大石遊景寺ノ僧
橘遊景氏保存セリ 尚慶応元年政照ニ送りシ書筒左ノ如
シ

春段相成候処愈以御家内中様御息災尚御元氣御勤仕之段
追々承申候 其上与人御役ニ御昇進ノ段誠ニ結構ノ御仕
合御悦申上候 次ニ拙者ニモ不相変罷在候間御懸念被下

間敷候 然ハ其後書状モ不相遣甚以不本意ノ次第二テ嘸
御立腹ノ筈ト相考候得共 覺府着ノ処中四日有之早々出

立致候位ニテ 何モ取込ノ仕合殊ニ足不相立津畑ヨリ自

宅迄不帰付駕籠ニテ帰候事共ニテ衰ナル為射ニテ御座候
着翌々日福昌寺迄参詣仕候処漸々這付候事ニテ苦心ノ次
第二御座候 御察可被下候 夫形京都ヘ直様登掛候処

色々難題勝ノ事ニテ苦心ノ次第二御座候 追々私ニモ昇
進イタシ当分御側役仰付相勤居候 牢屋者ノケ様ノ仕合
夢ノ様ナル心持ニテ恐入居候計ニ御座候 昨年夏ニハ京

都ニ於テ大合戦有之 足ニ少々鉄砲瘡ヲ蒙リ候得共 浅
才ニテ何モ子細無之大幸ノ事ニ御座候 御存知之通軍好
ノ事ニ御座候得共 現時ニ臨候而ハ二度ハ臨度無御候

実ニ難儀ノモノニ御座候御笑察可被給候 其節ノ功ニ御
刀並ニ御陣羽織迄拜領被仰付冥加至極末代迄モ面目ヲ施
シ候 仕合殊ニ御感状頂戴仕候 当時ニハ珍敷訳ニテ御

悦可被下候 牢屋ニテ朽果候事ト相考居候処 戦場迄モ
試ミ生前ノ本望此事ニ御座候 委細戦ノ様子モ申遣度候
得共自慢咄ト相成候テハ兼ネテノ素志モ水ノ泡ト相成候

間 態ト省略イタシ候 軍咄ハ御方ヘ早々相咄度直様相
考候計ニ御座候 兼テ申居候言葉ト戦場ノ事トハ少シモ
相違ハ不致候間夫丈ハ御安心可被給候 引続長州征伐ニ

差越居正月十五日宿元ヘ帰付候得共直様上京被仰付当分

相詰居申候 拜中ニテノ御厚恩旁々御一礼不申遣実ニ薄

情ノ者ト御考被成候半 真平御免シ被給候 此旨乍略儀

如斯御座候 以上

④三月二十一日

西郷吉之助

政照様

机下

尚々⑤和断元充並⑥右左悦充ヘモ利啓不致候間宜敷御伝
ヘ可被下候(充ハ殿ノ言) 後又赤間関硯ト左ノ書面ヲ土

持ニ贈レリ 此硯ハ長州ノ藩士三吉慎蔵ノ贈ル処 三吉

阪本竜馬ト共ニ寺田屋ニテ遭難ノ際万死ヲ脱シ大西郷ニ
依テ薩摩屋敷ニ投ズ 夫ヨリ共ニ汽船ニ投ジテ西帰スル
時馬関ニ於テ 三吉ヨリ鶏ト併セテ大西郷ニ贈ルトコロ

ナリ

未余寒甚敷候得共御懷様御始 弥々以御安清珍重存

申候 隨而弊家一同無事罷在候間左様御放慮可成下

候 陳者私ニハ江戸在勤ニテ家許ニハ始終不罷居候

処 此節帰省御暇ニテ三十日間御免相成罷下居候処

折々御恵投ノ御被品々被成下候由 不浅御厚志

之程深ク御礼申上候 殊ニ昨年ハ反物御送り被下別

而辱ナク 何難御礼申上含ニテ見合候処 先年長府ノ人京都ニ於テ難ニ逢候節相救候処 一礼トシテ相送呉候 而其儘召置候ヲ見出シ候ニ付乍輕少進上イタシ候間御用ヒ被下候得者大幸ノ至リニ御座候 彼地出產ノ硯ニテ御座候故 格別上品ノモノニテハ無之候得共細工少々面白御座候故為御慰差上申候間御笑留可被下此旨御礼而已如此御座候 以上

三月十八日

西郷吉之助

政照様

追而私方ヨリハ何モ不行届旅勝ノ事ニテ御座候処 幸罷帰候ニ付 余リ不埒ノ事故御礼而已如此御座候間 何卒御有恕可被下候

明治戊辰ノ頃土持鹿兒島ニテ翁ニ面会セシ時一ノ逸話アリ 兵隊募集ノ爲メ翁ハ帰覽シ 或日政照ハ翁ノ邸ヲ訪ヒ玄關口ニテ来意ヲ告ケルヤ 翁ハ當時表ノ間ニテ地圖ヲ開キ考察中ナリシガ 政照ノ声ヲキキ圖ヲ見ツツ手ニテ指シ招ク 政照ハ招ニ応ジ表間ニ通り一応ノ挨拶ヲ

シテ 地図ノ何処ナルヲ問フ 翁ハ地図中或点ヲ指シテ曰ク 此処が会津ノ城ニシテ是ヲ距ル近キ此処ニ若松ノ城アリ 官軍ハ今会津城ヲ攻メ居ルガ 会津ヲ攻ムレバ若松城ヨリ援兵来リ会津城ニ全力ヲソギ中々落城セズ依テ自分ハ足輕ニ小隊ヲ引卒シテ若松城ヲ攻メ 本軍ハ会津城ヲ攻撃セシメナバ必ズ落城スルナラント考察中ナリト 政照聞テ何心ナク 足輕隊ノ二小隊ヲ以テ落城セシメ得ルカト問ヘバ 翁ハ座ヲ居直シテ真面目ニ曰ク 足下ハ僅ニ小隊ニテ落城スルカト云フガ 然レバ戦争ハ兵ノ多少ヲ以テ其ノ勝敗ヲ決スルカト正々堂々ト論ズ 政照大ニ驚キ其過言ナルヲ謝ス 然レドモ翁ハ尚曰ク今回ハ是非此考察通り実現シテ御覽ニ入ルベシ 若シ失敗セバ討死シテ鬚髮ヲ送ル筈ナレド 散髮ニ付耳ヲ切ツテ送ルベシ 右ニ承了アランコトヲト 此時許ハ政照大ニ困却シタリトイフ 翁ハ足輕隊ヲ引卒シテ翌日出立ト聞キ 政照ハ見送ノ爲ニ海岸ニ待ツコト久シ 然シ翁乗船スル模様ナシ 依テ其翌日又翁ヲ訪問シテ出船ナキ理由ヲ問フ 翁曰ク「オツチヨカレヨ」出帆ニ際シ足輕隊ヨリ歎願アリ 武士モ我々モ死ハ一ナリ 故ニ我々ノ隊長ハ吾々足輕ノ内ヨリ選定セラレタシト 余其至理ナルヲ

察シ之レヲ忠義公ニ伺ヒシニ 忠義公之レヲ允許セリ 然ルニ陸軍方ノ役所ヨリ異儀ヲ称ヘテ曰ク 軍事ノ事ハ一応我々ニ詮議シ然ル後上様ノ決ヲ受クベキナリト物議ヲ生ズ 故ニ自分ハ責ヲ負フテ辞職シテ出軍セザル筈ナリ 然ルニ主君ハ西郷ニ任セタルカラ其通り計ヘトノ命ニ依リ 自分ノ決定通り足輕ノ内ヨリ隊長ヲ命ジ 明日又出船スル筈ニテ出船ヲ延期セシ次第ナリト 其後政照ガ尚ホ鹿兒島ニ滞在中 翁ハ戦争ヲ終リ帰覽セシヲ以テ政照ハ翁ヲ訪問ス 翁ハ面会早々 自分ガ考案通り落城セシメテ来タカ何^ドフカト政照ニ一矢ヲ発シタリ 政照ハ誠ニ感心ナリ貴下ヲ人ガ皆今孔明ナリト申シ居ルガ実ニ至言ナリト大ニ前ノ過言ヲ謝シタリト云フ

是ヨリ先政照ガ上臈シテ翁ヲ訪問セント翁ノ邸ニ至ル川口雪蓬政照ヲ招キテ曰ク 好イ時汝ハ来リ合セリ 家ノ工事ノ件ニ付吉次郎氏翁ニ罪ヲ蒙リ既ニ切腹シテ謝セントス 故ニ汝ヨリ翁ニ取リナシテ無事ニ取計リ呉レト 政照諾シテ翁ヲ訪ヒ曰ク 近頃工事ノ件ニテ吉次郎氏ヲ御咎メナサリ居ル様承リマスガ 翁曰ク 然リ 自分兼テヨリ驕ツタコトヲシテハ如何ナイト言付ケアルノ二聞カズニ斯ク工事ヲシテアルカラ 此家ハ汝ニ与ヘルトイ

フテ居ル 政照曰ク 左様デスカ私ガ見マスノニ 此家ハ私ノ家ヨリモ好ク見エマセン 之レヲ驕ツタコトトハ私ハ見受ケマセン 翁曰ク早ヤ済ンダ事故別ニ咎ハ致サヌカ 然シ弟タル者ガ自分ノ言フ事ヲ聞カザレバ天下ノ人誰ガ私ノ云フコトヲ聞ク人ガアルカ 実ニ残念ナリト此時酒肴携ヘ来リ酒宴トナル 政照ハ吉次郎氏モ招キテ共ニ頂キタイト勸ムレバ 翁ハ 吉 吉ト大呼シテ吉次郎ヲ招キ 共ニ和氣霽然トシテ快飲シ 是ニ於テ平和ニ事済トナレリトイフ

政照明治六年大山県令ノ召ニ応ジ東京ニ至リシ時事業ヲ爲ス時ニ標準ト爲ル句ヲ所望シタルニ 翁ハ左ノ書ヲ書キ与ヘタリ

当理而後進番勢而後動有所不爲爲無不成

応政照需癸酉初夏書於東京

南洲書

又家ノ屋号ヲ所望セシニ左ノ書ヲ認メ与フ

⑦ 皇天皇上知

南洲書

又困ニ幽囚中修養ノ爲メ左ノ詩ヲ政照ニ与ヘタリ 以上

皆表装ヲ加ヘ 土持家ニ保存ス

世俗相反処英雄却好親逢難無肯退見利勿全循齊過沽
之已同功亮是人平生偏勉力終始可行身

南洲書

(注)

①土持政照

○天保五年十一月四日、代官土持叶之丞綱政と豊

山鶴(内城)の長男として生まれた。

○与人

○西郷南洲翁と義兄弟の契りを結ぶ。

○明治三十五年十二月四日六十九歳で死去。

②土持綱義

○土持政照の長男

○第二代和泊村長

③操垣栽

○操 垣晋の長男(垣勤の父)

④三月二十一日—慶応元年(一八六五)三月二十一日の

ハト。

⑤和断元 東一元の号

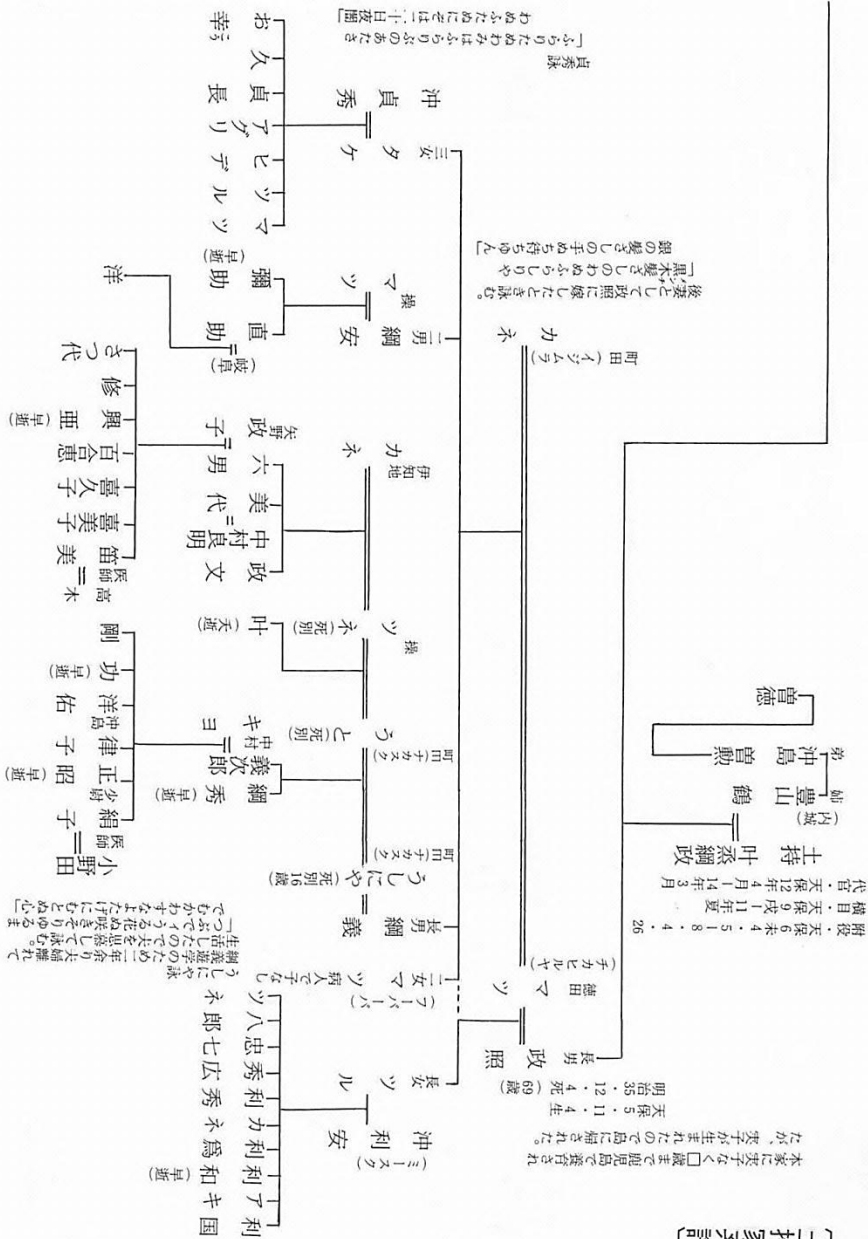
⑥右左悦 町田氏

⑦南洲書「皇天皇土知」



喜美留字 伊地知齊二氏(土持綱義氏夫人カネ氏生家)所蔵

〔土持家系譜〕



二 南洲翁の流謫

西郷南洲先生の流謫とその指導・影響について、元和泊尋常高等小学校校長玉江末駒氏は、「沖永良部郷土史資料」で「南洲翁の流謫」と題して次のように述べている。

其 一

安政五年十一月十六日大西郷が月照と共に海に投ぜし時月照は逝き翁は蘇生せり其後藩議は翁を目するに其身分を顧みずして大事を謀り困難を醸すものなり宜しく切腹を命ずべしとて之を斉興公に伺ふ公は翁の忠誠にしてよく大事を成すの器なるを知り之を許さず幸に一罪人の死せるありしを以て之を西郷と偽りて葬り翁は菊地源吾と改名せしめて之を大島に流す時に安政五年十二月三十日なり。

翌六年正月十二日翁は大島龍郷に着し全村龍佐民氏の家に寓す。文久元年十一月に至り別に居宅を全村の中央に建て全月二十日竣工し宴を張つて新築を祝したり夜三更突如として藩主より召還の書状来る。是より先薩藩に

於ては討幕の論盛に沸騰せしも大事を籌策するに足るもの翁より外なきを以て赦免召還し恩命に浴せしなり。翁之を當時見聞役として在りし知友木場伝内に諮る木場氏曰く君は既に大島に於て三年を経過したれば姓名を大島三右衛門と改めては如何と翁之を可とし爾後之を称せり。斯くて文久二年正月十四日龍郷を出帆したるも七島灘に近き頃天候險惡となりし為め引き還し全月二十九日更に出帆鹿児島に着せしは文久二年二月十二日なりき。

翁の嘗て龍郷に在るや出ては山に獵し海に漁し家に在りては村童を集めて読み書きを教えて日を錯せり当時大島各島は薩藩の虐政の下に塗炭の苦を嘗めつつあり、殊に特産物たる黒糖は最も苛酷なる誅求を受けたり。

所謂島役人たる代官は島民の蔗苗植付の反別を検査して各人割当産糖額を予定す。もし製糖期に至り風旱等の為め予定の額に達せざる時は島民が之を隠蔽したるものとして峻烈なる刑罰を加へたりき無垢の良民は冤を訴ふるに所なくさい狼の如き藩吏の答に恨を吞むの止むなき状態なりき、多感熱情之翁如何で之を座視すべき旅装を整へて名瀬に至り在番役相良角兵衛氏を訪ひ忠告して曰く、凡そ農作物は氣候の不順天災の襲来によりて予期の

收穫を得る能はざるは当然なり然るを此自然の為す所を人に帰して之を惨刑に処するは治者の為す所に非ず宜しく島民を宥恕すべしと相良氏答へて曰く為政の事余の権内にあり敢て貴下の容喙を許さずと翁憤然容を正して曰く是れ或は然らん然れども此事たるや藩公の威徳に關す臣たるもの之を黙視するに忍びず是より余は事の由を上申して此非法を改めずんば已まじとて席を起つ、時に見聞役たりし木場伝内氏之を聞きて大に驚き相良氏を訪ひて翁の言の至当なるを説き急使を馳せて各役場に禁銅せる島民を放たしめ馬を飛ばして翁の跡を追ひ途中の民家にて及び前の過言を詫び深く不明を恥づ翁欣然として罪を改むるの速かなるを賞し些かも意に介する所なし。

翁の流謫は幕府の目を蔽はん為めのものたりしは前述の如し、されば藩よりの待遇も格別にして扶持米として六石を賜はりたりきされど翁は困憊せる窮民を救恤するを樂みとしあるに任せて施与したりしかば扶持米にては不足せり故に自家より二石宛を更に取寄せて之を補へり藩庁之を聞知し扶持米を十二石に増加せりといふ。

翁鹿児島に帰るや直に久光公に謁す（薩藩主第二十八代斉彬公は安政五年戊午七月十六日薨弟久光公幼主忠義

公の後見となる）当時藩論二つに分れたり中山尚之助一派の人々は勅命を奉じて幕政を改革し幕府をして勤王の実を挙げしめ以て公武合体して国家の統一を計らんとす。尊攘党は諸藩の勤王の士を糾合し久光公を盟主と仰ぎて幕府に抗し王政復古を断行せんとす。久光公は中山等の所説を可とし京師に上りて勅命を奉じて幕政を改革せんとし翁の意見を問ふ翁答へて曰く藩内の説執れも時機早し内人心の一致を計り外有志諸藩の連合を堅くし京師関東を計画し而して後初めて蹶然奮起すべきなり薩藩の独力を以て京師を守護し勅命を以て諸藩を招き公武の間に尽さんと欲するも到底成功を期す可らず且今回若し不幸にして京師に滞留するあらんか諸藩の有志の徒悉く集合し遂に一變動を生じて不測の紛乱を醸すこと明かなり此大事を決行せんとせば長州公を先にし薩摩は之を援助して事功を挙ぐるを可とす如何となれば長州は智者多く薩摩先んずれば長州は之を妬みて幕府をして薩摩を討たしむべし。此場合之に応ずるの防備なきを如何にせん非常の事を成さんには非常の備を周密に為さざる可らず。故に今回は参府を辞し時機を俟ちて先づ諸藩の合同を策すべしと。久光公之を聞きて理の当然に服すと雖も

まだ遽に決する能はず後小松帯刀の邸にて同志相会せし時は翁は久光公を評して斉彬公に及ばざること甚遠しと言ふ座に在りし中山尚之助之を久光公に告ぐ短慮なる公は大に憤激し西郷の説取るに足らずとて参府に決し翁は下関にて待命せしむ。

文久二年三月十六日久光公は小松、中山、大久保以下一千余人を引率し船にて京都に向ふ是より先翁は村田新八を伴ひ陸路下関に着せり。諸藩勤王の士京阪に蟄集し形勢漸く急にして久光公着京せば将に一變動を生ぜんとす。翁此形勢を見て君命を待つ隙なく村田と共に馬関を發して三月二十六日大阪に着し加藤十兵衛方に潜匿せり。翁の予言せし如く四月二十三日には寺田屋騒動起れり久光公は西郷上阪せる由を中山尚之助より聞きて大に怒り直に帰国を命じたり翁は森山村田と共に薩船天祐丸に搭じて四月中旬山川港に入る此報一たび伝はるや薩藩の有志士大に其不当の処置たるを論じてごうごうたり。

時の家老喜入撰津は久光公の命によりて翁を徳之島に村田を喜界に渡航を命じたり流罪とせざりしは人心の沸騰を顧慮したるなり。森山は遠島の地未だ定まらざるは畢竟死罪に処せらるるものなりと思ひ俄に自刃せり。翁は

六月山川を發し七月初旬徳之島岡前に着し玆に寓を定む翁は久光公之怒容易に解けず長時日を此処に過さざる可らざるを思ひ家屋を求め農具を購ひ自ら耕耘して活計を立てんとし龍郷にある妾愛子長男菊次郎長女菊子を取寄せたり。然るに久光公帰国するや翁を徳之島に渡航せしめたるを以て満足せず七月に至り左の命を下せり。

大島三右衛門先に徳之島在留を命じ置きし処尚聞召被通此節沖永良部に遠島申附候条着島の上は圀に召込昼夜不開様番人兩名を附添ふべし尚護送の際は必船牢に入るべき事

此令書は愛妾愛子を乗せたる船にて同時に着せり徳之島在番所にては翁が此令書を見て如何ばかり落胆するならんとて之を翁に示すを躊躇せし程なりきといふ。

其後二目にして菊次郎母子を大島に歸し井之川村より乗船して沖永良部島に向へり。

其 二

文久二年八月十四日一葉の扁舟は稀代の偉傑を載せて伊延港に着せり。時の代官黒葛原源助氏横目土持政照氏等之を迎ふ伊延より和泊迄一里に近し用意せる馬に乗ら

ん事を勧む翁肯かず切に徒步せんといふ其故を問へば今よりは幽囚の身或は土を踏む事ならん余をして暫く此土を踏ましめよと左右皆暗涙に咽べりといふ。

牢屋は役場敷地内に建設せしめ工を急ぎし為粗造言ふばかりなし四方格子を廻らしたるのみにて戸なく風雨に侵され炎日に曝す加ふるに牢内狹隘なるに搗てて厠かを中に設けたれば汚臭鼻をつきて甚し翁は垢に塗れ粗食に瘦せ形容日に憔悴す。土持政照翁は西郷翁の非凡の器なるを夙に看破し此偉人を窮境より救はん事を決し、浴を勧め滋味を贈り且牢外の運動を懲慝す。翁固辞して応せず土持氏其志の奪ふ可らざるを知り在藩に謀つて曰く西郷氏の事藩命に依れば圀に召込云々とあり然るに今は圀に非ずして牢獄に囚ふ願はくは私費を以て家屋を作り其中に圀を設けんと在藩理の当然なりとし官費を以て之を建造すべしとて其工事を督する事を命ぜられる。土持氏大に喜び直に翁を牢外に出でしめ工事中は時の在番福山健偉氏の許にあらしむ然して故らに工事を遷延して翁を休養せしむ。新設の令圀は広さ二間半角の屋内に九尺四方の坐牢とし堅牢且清潔なり是より月に十五、六回入浴せしめ敷物滋味を贈りなどしければ日を追ふて健康を恢復

し魁偉旧の如くなりぬ土持氏は日事年を訪ふて翁を慰問す。一日翁土持氏に問ふて曰く避遠の地一朝凶年に逢はば何を以て飢民を濟ふかと氏曰く唯藩庁の救助を請ふの外途なしと翁曰く航程遠く急卒を救ふ能はず宜しく宋時の社倉法を劃すべしとて其方法を授く。氏同僚と謀りて社倉を起し爾來窮民を救恤せし事故卒に違あらず島民深く翁を徳とせり。

文久三年五、六月の交一日土持氏翁を訪ふ翁嘆嘆大息す氏故を問ふ翁曰く幕府生麦の変を以て薩藩に責を負はせ英国をして薩藩を討たしむるや必せり鹿児島は何等の防備なければ今頃は英艦のために苦しめるならん。余不幸令圀の身となり祖国の難に赴く能はざるを奈何せんと言畢りて涙潜々たり土持氏之を聞きて感激し余も又鹿児島に父あり故旧あり之を座視するに忍びず共に携へて難に赴かんと云ふ翁曰く船なきを奈何氏曰く余窮乏余財なしと雖も幸に下僕あり之を奉公替せしめ其資を以て船を造らんと約し歸りて之を母鶴子に語る母大に喜び私財を供して造船を助く船將に成らんとするに際し偶々商船来りて薩藩英艦の来襲を斥けし旨を伝ふ故に上国の挙は止めしも船は報恩丸と命名し御機嫌伺として操坦裁氏を

上鹿せしむ發するに臨み翁は左の和歌二首を贈る。

大人のおもきおほやけ事のつかひに選まれて

船出し侍るを送るとて

君かためふかき海原ゆく船を

あらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のつもる船なれば

行くもかへるも神やまもらん

(操氏所藏)

翁又政照の義氣に感じ左の一詩を贈る。

精神不減昔人情

專顧君恩壯氣橫

開眼宮船真意顯

揮淚鬻僕俗緣輕

北堂貞訓能応奉

先祖忠勤当力行

畢生勉平酬国事

無私純志挺群英

(土持氏藏)

翁は前浜戦争ありたりと聞き其詳細を知らんと欲し徳之島へ問合せの書面を發したり其草稿今尚土持家藏せり文面左の如し。

未だ寛々不能鳳眉候得共弥々以御揃御勤仕の筈珍重奉存候然に御城下前の浜に於て英夷乱妨の様子為有之哉の風聞有之畢何其衆急速御下島の処より右等の説相発

候との事にて表通り御問越相成候訳に御座候、自然巨

細虚実分明御返事可被為在候事には御座候得共間には表通に御嫌疑之廉も難計推考いたし候間私共よりも内

輪を以て別段及御頼候訳に御座候其処厚く御汲取被下

候而余計之儀与思召候事までも無服臆御洩説被成下候

処起而御願申上候儀に御座候輕き者共の申事にて虚実

不相分候得共痛心之余及御尋問候始末に御座候就ては

其御許より御米御積登可相成哉杯与も申事に御座候実

事に候得者大和船積入方として早々罷下候御振合に御

座候哉又は島次を以て御仕登可相成敷右様の手数相成

候而は一同之御難儀与奉存候右は如何の廉を以て御補

ひ被成候向に御座候哉若当冬下船も相滞向共成立候は

ば砂糖御仕登の処も不被為出来筈与奉存候如何御連相

付候哉御懷合之処詳悉御知被下度御願申上候尤当所に

て粗々風聞仕候形行はヶ条を以て虚実無構一々左条之

通御尋申上越候間委敷御返事被成下度御願申上候

一、山川口にて防戦如何の向にて御座候哉火急之事に

て全く仕応させるものに御座候哉

一、英艦何十艘乗込候哉何月何日の戦にて御座候哉

一、英艦桜島の御台場より一艘は御打留相成たるとの

向に御座候何艘打留相成候哉

一、英艦速に引取候哉又は江戸表杯乗廻候歟本国の方へ引払候哉

一、上下町は御焼払に相成其余煙御城迄相及候との趣も申触れ候実事に御座候哉

一、琉球船二艘大和船四五艘相損候向に御座候何方へ繋居候て及損失候哉且小船は数十艘破損との向に御座候波止内に有之候船にて御座候哉

一、上下町人何方江相延候哉又は武家童女方如何に御所置相付候哉

一、戦士の御方々大人数被為及焼死候御様子に御座候哉幾人許に御座候哉

一、近国並長崎御奉行杯早々御援兵として被差入御向に御座候哉

一、当島への御用封も有之右は当所より飛舟にて被差渡候者へ御渡相成居との事に御座候又上国与入真粹憲等の書状都而同様の由承居候弥其通の事に御座候はば都而御取扱被成下而此度差遣候飛船へ御渡被下候御手都合被成下度分而御頼申上候

右者忌諱に触候言も可有之御座候得共御存の通端島の

事にて詳に相知候訳無之勿論非常の御世態に御座候得

者御互に形勢委敷相知被処急務の事に御座候得者承候

儀も悉御尋越申上候に付何卒細大為御知被下候処分而

御頼申上候自然ヶ条に洩候処多分の事に可有御座候間

無残処為御知被下度態と飛舟を以て御頼越申上候

翁と上持氏との親交は益々厚く遂に兄弟の契を結びた

り時に土持氏に贈りたる一詩あり

平素眼前皆不平

情之相適異時情

偷安悖義如仇寇

禁欲効忠共死生

我許君君也許我

弟称兄弟却称兄

從來交誼知何事

報国輸身尽至誠

(土持家藏)

其 三

元治元年二月二十二日午後一時汽船蝴蝶丸和泊港に投錨せり。翁を迎へんが為めなり当時薩藩にては勤王佐幕の二派對峙して議論沸騰翁を起用するに非ずんば之を收拾すべからずとし藩主久光公の命により吉井友実、西郷従道、福山健偉の三氏来り迎へぬ。過ぐる文久二年八月より約一年七ヶ月の間風餐雨虐の苦を嘗めし坐牢に名残を

惜しみ劬勤の友土持政照を始め慕ひ寄る島の人々に別れを告げて蛟龍池中を去りしは全日の夜中なりき

翁別壯に臨み政照氏に贈りし詩

別離如夢又如雲 欲去還來淚淫淫

獄裡仁恩謝無語 遠凌波浪廖思君

翁或は嚶鳴館遺草なる一書を政照に示し牧民の任に当るものは須く読まざる可らず筆写して貴下に贈らんと六冊の中四冊は自ら筆写し二冊は川口雪蓬氏（謫居中）に代筆せしめ之を政照氏に贈り外に政照氏のために翁の筆を執りて書き述べられし与人役大体横目大体の二冊も共に今尚土持家に蔵せり

翁入牢中最も力を読書に用ひたり初め鹿兒島より携帯せし書冊は其数極めて多く三個の行李は書冊を以て充滿せり又余暇に習字作詩を試み勤王の諸士の詩歌を集めて口論せり就中左の二詩は牢中の衝立に貼りて日夕之を吟誦したりといふ

富貴寿夭不忒心 只向面前養精神

四十余年学何事 笑座獄中鉄石心

三宅尚齊

慈母勿悲罹厄身 古来如此機忠臣

臨死自若如平日 不怨天矣不咎人

森山三十

翁は読書の余暇兒童を教授し或は漁具を製作して樂みとせり時には政照氏等と晩酌を共にし興至れば煙草盆を倒にし扇子を以て之を叩き乍ら軍談を語る川中島宮本武蔵等は其最も得意とする所なりしといふ。

政照氏の外昵近して教を受けしものに矢野忠正氏鎌田宗円氏操垣勤氏等あり或時翁操氏に訊ねて曰く一家を睦くするには如何にすべきかと操氏答へて五倫五常の道を守るを以て要とすと翁頭を振りてそは唯看板なりとて左の訓誠を書して与へたり

此ときやう唯あたひ前の看板のみにて今日の用に益なく怠惰に落ちやすし早速手を下すには欲を離る処第一なり一つ美味あれば一家挙つてともにし衣服をつくるにも必ずよきは長にゆずり自分勝手を構へず互に誠を尽すべし唯欲の一字より親戚の親も離るものなれば根底する処を絶が専要なりさすれば慈愛自然に離れぬなり（操家蔵）

社 倉

大西郷の流されて本島に在るや横目土持政照日夕獄舎を訪ふて牧民の道を問ふ翁説くに宋時の社倉の法を以てす当時政照に与へたる書信あり

（前略）凶荒の備といふは豊年の時に致す事に候仕様は村々にて現夫のつら／＼に賦り付ては親疎もあるのみならず苦情も起り候半歟然れば第一作得の余計をしらべ家内の人数或は雑穀の余分まで相考夫に応じ出来割付候はば人氣も宜敷自ら社倉の趣意に基き仁恕の大本相立候半譬へば一ヶ村にて五石の米高に相及ばば式割の利付にては一ヶ年には一石の利米と相成るなれば右を本に相立て年々仕繰候得者三ヶ年には元利八石六斗四升に相成べし五ヶ年には十三石余の米高に相成候半其節は最初出米の分は銘々へ返与へ利米計を以て右の手数にて仕繰候はゞ人々不時の災難を救ひ又は廢疾のものをも憐れみ何歟救助の道相付事にはあるまじき歟若荒年に逢ひ候時は窮民は天の賜と仰き候半然る時は積年の辛苦に引かへて如何計嬉しきことぞや。どれ程の陰徳かも知るべか

らず自然百姓の上に立て御役を勤め候は何の訳に候哉第一百姓の融通を致し呉候ためには有るまじきや凶年に臨で饑亡に及候を見ながら唯安閑として年柄の事なれば致方は無之と年柄に打任せ候ては弥々天よりは其罪役々に帰し候儀相違有るまじく畢竟此処古人も厚く論判致したり。いづれにも前以て備肝要の事也全体百姓は力を勞して御奉公を致し役々は心を勞し御奉公を致すは天然の賦付に候得者心の限は可尽事に候若又五ヶ年に相満たずして凶年に逢ひ候はゞ現在極難に不迫者には頭出米外一部通相重配分いたし又至極窮したるには一分通り相重候て相渡し翌年は重み丈の分は返米為致候はゞ往々非常の困米相備はり云々（以下腐蝕）

吉之助

政照様

当用向

（土持氏所蔵）

政照之を見て大に發奮し時の同僚及上司に計りたるも顧みられず失望し居たるに恰も与人に任せらるゝに逢ひ好機到れりとして之を同僚に議し在番所（薩藩の役所）の許可を得て明治三年秋初めて社倉を創立す。

當時の計画は明治三年の秋に高頭一石につき米一升五合三勺余宛を醸出せしめ一ヶ年二割の利率を以て貸付け五ヶ年後に至りて元利合計二百四十八石八斗三升二合となる此中元高百石は醸出せし人々に返却し四十八石余は藩の倉庫に貯蔵し置きて不時に備へ残り百石は貸付くる定なり。而して比貸付は永年一定にして之より生ずる利息は之を蓄積しおきて不具廢疾の者鰥寡孤独の者其他不憫の者を救済せんとするにあり。

是より先明治五年冬砂糖藩買上を解かれ勝手売買を許されたるも藩立の保護会社（旧三島方）に物品代として砂糖百四十六万斤余の負債ありき。之を県令より六分通りは下渡し残り四分は三ヶ年賦にて上納せしむる事に定められたり其四分通り、即五十余万斤の砂糖も大西郷及土持政照翁の二人時の鹿児島権令大山綱良に折衝辛ふじて上納免除を得之を以て救済事業を企つべきを命ぜられたり。依つて其半額は島民に配与半額は之を社會資金に合し初め醸出したる元米百石は三ヶ年を経て返却するに至れり。尚大蔵省よりの課税糖三十一万斤も半額は金銭にて十ヶ年賦上納の件を松方租税頭と会見して協調せり負債糖免除につき県令より各島与人に与へられたる書簡

左の如し。

各島の儀旧藩政時代より先覚先知の人屢々撫恤道の千辛万苦尽力すと雖も何分僻遠障絶の端島故百事行届兼加之両三年間には必旱風の天災打続き連々貧困の極に立至り憫然の為体日夜憂思す今茲に三四ヶ村巡見致し實際見聞致候処皆伝聞の外に出挙て乞食同前の家屋を並べ隨て着服食料又思渉す就て外各島に於ても更に甲乙有之間敷実には愛民保護の職掌見聞に忍びざる次第に候依て先般旧保護会社へ取納む可き品物代来々亥年まで三ヶ年割本金返納の儀更に此節無納申付候条右者別途に取結協力同志相親相保の義を以て非常の天災等臨時差支無之様兼て良法を設け衆民をして真に、王政復古の大典を感戴為致度旨趣を反復評議相尽し仮にも私意偏頗の旧習を挾まず後年一同永久安全の方法を屹と相立可申事

明治六年癸酉十月 鹿児島県権令 大山綱良

大島外四嶋 戸長中

副戸長中

附記、明治六年与人を戸長間切横目を副戸長と改称せり明治七年金銭融通のためとして県庁より金子五万貫を

無年限無利息にて貸与せらるる更に明治八年大蔵省より三十四万貫（六千三百九十四円）を十ヶ年賦にて借受け之を人民に配当せしが明治二十三年国会開設の為決算の必要ありと三十四万貫は返済せしめられ県より借りたる五万貫は社會資金に加へられたり。

斯の如く社會の資本漸次かさむに及び専任の吏員を置きて事務を執らしめ諸所に倉庫を設置し、明治十六年に至りて公立病院をも設立するに至れり。

病院は現今の池畑倉庫の敷地内にあり院長は沖利有氏副院長は撰玄碩氏にして其下に数名の医員ありたるも明治〇年廃止せり。

明治三十年和泊に電信局設立せらるるに及び米穀蓄積の要なしとして社會資金を全島の學資金に編入したり而して此資金中より千五百円を西郷翁記念碑及西郷文庫建設のため五百円を土持政照翁彰徳碑建設のため寄附する事とし其殘金を和泊知名兩村に折半配分せり是れ兩村基本財産の大半を占むるものにして爾来今日迄利殖しつゝあり。

三 嶋の南洲先生

西郷南洲先生の謫居中の教育について、①安藤佳翠氏はその著『嶋の南洲先生』と②西郷南洲先生と操家」の中で、次のように述べている。

先生は若い頃同志の大久保一蔵や吉井幸輔、税所篤等と福昌寺の無参禅師の許に参禅して、奇骨峻峭たるこの老僧から禅機を授かった。此の園の中は実に究竟の参禅の道場であった。先生はここで実地にそれを修業する気であった。今独結跏趺して「如何なるかこれ天」「生死交謝の時如何」等と瞑想する時、それは行ひすましたる清僧の姿であった。

操坦裁の先代坦晋は和漢の学者で、その書庫には大抵の書物が揃つてゐた。読書好きな先生は、その中から「古文真宝」や文選の中の「九成醴泉銘」等を借りて読んだ。その外に自分の蔵書として四書・五経・韓非子・近思録・童子経などを納めた三個の行李が、座牢の中に運び入れられてあつた。中でも最も愛読した書は言志四録・通鑑綱目・韓非子・嚶鳴館遺草等であつた。言志四録な

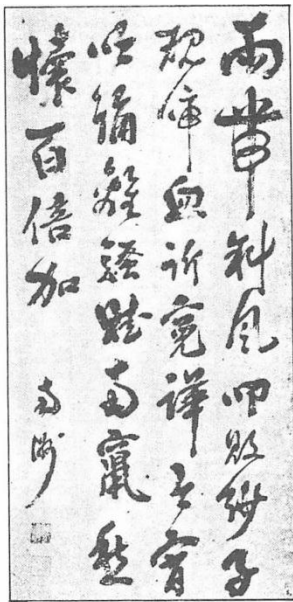
どは幾度か翻読した。そしてその実践躬行を説示した章句は、抜萃して暗誦したほどであつた。又嚶鳴館遺草を、西原に流されていた学者川口雪蓬と、冊を分けて丹念に浄写して、土持政照に与えた。この書は尾州の学者細井平洲の遺訓をあつめたもので、治政の大事な点を説いてある。

園の生活は閑々として、表面何の変化も見えないが、その日／＼は無為碌々たるものでは無かつた。座禅・読書・習字・詩作と、それにまた手習の子供を三四人頼まれて更に一つの仕事が増えた。弟子は何れも十三四の少童で、廂の下に土間に蓆を敷いてそこに机を並べてゐる。それを格子の中からお師匠様が教へるといふのであるから、誠に奇態な寺小屋であつた。

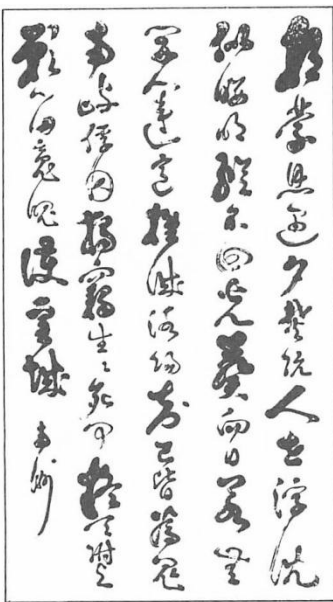
昨夜からの雨は今朝までも降り続いてゐる。島は一たいに風が強いので多くの雨は横なぐりに降る。此の雨では園の中は嘸や辛いことであらうと、政照は朝早々と見廻りに来た。すると先生は傘の音も耳に入らぬらしく、雨の飛沫を衝立で防ぎ乍ら、机に倚つて頻りと詩作に凝っている。

「これは降ることでごわすがお困りでせう」と、声を

雨帯斜風



朝蒙恩遇



掛けられて先生は始めて気がついた。

「政照殿か。いや、雨も時にとつては風流でごわす。お蔭で昨夜は良か詩が出来ました。今一人で感心しとるところでごわす。見て呉いやらんせ。」と、机の上の詩稿を政照に示した。

雨帯斜風叩敗紗 雨は斜風を帯びて敗紗を叩く
子規啼血訴冤嗟 子規は血に啼き冤を訴へて嗟し
今宵吟誦離騷賦 今宵吟誦す離騷の賦
南竄愁懷百倍加 南竄の愁懷百倍加はる

政照は格別詩を習ったことも無いので解し兼ねた。それを先生が解釈してくれた。破れた芭蕉の葉が風にはたき、杜鵑一声血に啼く雨の宵、独寒燈の下に離騷の賦を吟誦して愁懷切々なる先生の心境は充分に察することが出来た。先生は更に手筈の中から、これも「この頃詠んだとでごわす。」と示された。

朝蒙恩遇夕焚坑 朝に恩遇を蒙り夕に焚坑
人生浮沈似晦明 人生の浮沈晦明に似たり
縦不回光葵向日 縦ひ光を回さざるも葵は日に向ふ
若無開運意推誠 若し運の開くる無くんば意は誠を推さん

洛陽知己皆為鬼 洛陽の知己皆鬼となり

南嶼浮囚独竊生 南嶼の浮囚独生を竊む

一死何疑天附與 一死何ぞ疑はむ天の附與なるを

願留魂魄護皇城 願はくば魂魄を留めて皇城を護らむ

実に見事な一聯の律詩であつた。生死を天の附與に任

せ、魂魄を留めて皇城を護らむとする、大丈夫の悲壮な

決意は、一詩の中に渾然と流れてゐる。しかしそれは余

りに苛酷である。六句に近き圜圜の生活に、髪は乱れ髯

は伸び肌は垢に埋れてゐる。そのみならず、狭苦しい

座敷の中は常に厠より洩れる悪臭が漂ひ、払へども去ら

ぬ蒼蠅が翔けまはつてゐる。唯この汚穢なる陋舎の中に

在つても平然として渝りのないのは謹慎の態度と靄々た

る温顔のみである。

新しい圜に移つてからは書物読みの弟子も段々と多く

なり、名簿に載つてゐるものが二十人近くにもなつた。

何分刺戟のない環境に育つた島の子供達であるから、と

もすれば怠け勝ちであつた。いや此れだけの者が欠かさ

ずに押掛けて来ようものなら、この狭い圜では始末に

困つたに相違ない。その中で好學の志に富んでゐたのは

矢野忠正、市来惟信、操坦勁、④鎌田静碩、沖利経等の

少年であつた。坦勁はこれ等の中年下であるが、特別

格勤の方で且宅が圜の近所に在つたから、弟子中の世話

役の格で、休講の時など坦勁が皆へ振廻ることになつて

ゐた。

さてその書物読みは、朝から昼までが素読、それは主

に近思録や古文真宝の素読で、夜は論語、孟子の講釈と

なつてゐた。龍郷でも岡前でもお師匠の経験は積んで来

たのであるが、それは見台の前に端座して、弟子衆を睨

め廻す夫子然たるものでは無くして、それ角力ぢや猪狩

ぢやと、お山の大將になつて駆け廻る日が多かつたので

ある。ところが九尺四方の圜生活では、師匠然たる師匠

を余儀無くさせられた様なものである。さて熱が加はる

と面前には弟子も無く小童も無く天と語り地と談ずが如

く懇々と説いて倦まず、弟子衆は雲煙の中を彷徨する時

もあつた。それを終始熱心に聴講して解らうとつとめて

ゐる坦勁少年は一番教へ甲斐があると思つた。此の少年

の為に四書の一節でも注解して与えようと自ら筆を執つ

た。これ恐らくは先生一生一代の述作であらうかと思ふ

が故に、左にその全部を記録する。(濁点と振り仮名を

大学之道在明明徳在新民在止於至善

此ノ處ハ三綱領ト申シテ大学中ノ全旨八條目モ是ヨリ
生ジタルモノナレバ、緊要至切ナリ。大学ノ道トハ成人
學問ノ仕様ナレバナリ。
サ、ソノ仕様ト云ヘバ人間ト云フモノハ、天自然ニ仁義
禮智信ノ徳ヲ備タルゾ、即是ガ明德ナリ。アノ明德ヲナ
ゼニ明ニスト云ヘバ、コゴガ第一ノ處、ミンナガ明德ヲ
備テラルナラバ、賢不肖モ有マジキ筈、コゴデ工夫シタ
ガヨイ。ソノ賢不肖アル譯ハ、只キタナイ欲ト云フモノ
ガ目ニフレ聞ニシタガリ、物ニ應ジテ發テ天徳ヲオホヒ
カクス故ナリ。夫チヤニヨツテ、如何ニ手ヲ下シテ明ニ
ハナスゾト云ヘバ、チヨツト胸ニウカンダノヲ、スコシ
モユガマズマツロクニナシ。チツトモ心ニヨゴレノナク、
仰テハ天ニ恥ヂズ、俯シテハ地ニハヂンノガ明々徳ト云
フゾ。但シハ氣質ノ清濁美惡ノ變リハアレ、人慾ニサ
ヘ迷ハネバ聖賢ノ地位ニハイタラズ、必分ニ應ジタ徳
器ハナスモノナレバ、慾ヲ拂除ク處肝要ゾ、サスレバ自
然ト天理ニタチ返ルモノナリ。

他位ニハイタラス。必分ニ應ジタ徳器ハナスモノナレハ。欲
ヲ去ルコトヲ肝要ゾサスレバ自然ト天理ニタチ返ルモノナリ。
新民ト云フハ身ヲ天徳ヲハキトイタス上ニハ、推ハサン
ケレバナリ。ヤニヨツテ、事ヲ人ノ君ノノ非ノヲ正シテ
自明ニシテ奉リテ政ヲ人ノ上ニ施ス。施ス百性ノ上ニ
徳化ニシテ存情忠信ニシテセルコト。至ヨクハ人
物ヲ二致ニシテ過不ムナク皆中ニをウケテ皆イタ
ス。アルゾ。細領ト云リタルケレバ、明々ト云フ
アルゾ。アルゾ。他位ニシタス。自分ノ身ニテハ、明
々人ニ向テハ討氏ガ其新民ニ行届ヌ然ガモ
安心ノ事。コトカスナリ。至ヨクハ人
心ニカヒテ、至ヨクハ人ノ下ニ差別ノアルヘキヤ。

附したる外原文の儘

大学之道在明明徳在新民在止於至善

此ノ處ハ三綱領ト申シテ大学中ノ全旨八條目モ是ヨリ
生ジタルモノナレバ、緊要至切ナリ。大学ノ道トハ成人
學問ノ仕様ナレバナリ。

サ、ソノ仕様ト云ヘバ人間ト云フモノハ、天自然ニ仁義
禮智信ノ徳ヲ備タルゾ、即是ガ明德ナリ。アノ明德ヲナ
ゼニ明ニスト云ヘバ、コゴガ第一ノ處、ミンナガ明德ヲ
備テラルナラバ、賢不肖モ有マジキ筈、コゴデ工夫シタ
ガヨイ。ソノ賢不肖アル譯ハ、只キタナイ欲ト云フモノ
ガ目ニフレ聞ニシタガリ、物ニ應ジテ發テ天徳ヲオホヒ
カクス故ナリ。夫チヤニヨツテ、如何ニ手ヲ下シテ明ニ
ハナスゾト云ヘバ、チヨツト胸ニウカンダノヲ、スコシ
モユガマズマツロクニナシ。チツトモ心ニヨゴレノナク、
仰テハ天ニ恥ヂズ、俯シテハ地ニハヂンノガ明々徳ト云
フゾ。但シハ氣質ノ清濁美惡ノ變リハアレ、人慾ニサ
ヘ迷ハネバ聖賢ノ地位ニハイタラズ、必分ニ應ジタ徳
器ハナスモノナレバ、慾ヲ拂除ク處肝要ゾ、サスレバ自
然ト天理ニタチ返ルモノナリ。

○天明はト云フハ天ノ心ニテイダグ喜怒哀樂ヲ
ヨラサルハ所ナレハ一點ノ所産ユレシヨリテ天理ト
云フ熱レハハ心ハ外リト爲ルハ名及元ヲ忘ル
フニアリ物に在シテ心ヲ得ノ如クフカニウヒテ而
ハ必理ニ當リ鏡ノモノヲ照ラズ如ク其中ヲ

得たりし情を動かし、心よりテハタナヒ非
道に傾け、天心の御心を秋冬乃至春ノ興
り廻りテヤマルガ如ク春ニナリ知テ去ル知テ
一報十次ノ情ノ動カヌ外ニ常ニ淫欲トハ實六
情ニ當リ、因手理也又事質人ノ心云フ思イモ
ンカ出来ズシテ、意欲ハ強イノモアルシ弱イノモアルシ
者イノモアルシ、富九ナルノモアルシ、智ナルモアリ愚ナル
モアルサアコレヲ理シヌイフコト、身ノミカハ
ヤルゾ人ノ心ト云フキタナイモノガ、心山持歸
テイレハコレガ第一天理ヲスベニマケコムノヤト
シ、教云ハ三才分ミニナリ情ニ依リテ修メテ

明之也明德者人之所得乎天而虛靈不昧以具衆理而應萬事者也但為氣稟所拘人欲所蔽則有時而昏然其本體之明則有未嘗息者故學者當因其所發而遂明之以復其初也

夫明德ト云フモノハ、天ノ心ニテイマダ喜怒哀樂ノヲコラザル所ナレバ一點ノ汚塵コレナシ、ヨツテ名ヅケテ天理ト云フ。然レバ第一未發ヲ養フニアリ、物ニ應ジテ情ノ起ラヌ處ヲ以テ向エバ必天理ニ叶ヒ、鏡ノモノヲ照スガ如ク其中ヲ得ルナリ。情ニ動テ事ニ當リ

情ノ不^レ達^ルヲシテミタガフヨリト云フモノガ
ソレヲモ世空ニ非ト云ハナイカ自身
ト云フカモ^{足^レホオケル}人對立スルモノガナイソレデ
ヤナキも覺ト云フコトハノケテヨイタガヨイヨサ
對立スルモノガナイヤ^{又^レ用^レヒ}欲がウラスゾユガ
明德ノ地位ナルヲラシメテモ^{又^レ用^レヒ}リウケタズ
一心不亂ニ終シ行ミテ其氣ヲ失アヘカフス
アレハ自熱ト初ノ天理ナリニリツクルモノ也

新者革其旧之謂也言既自明其明德
又盡推以以及人之心之亦所以去其旧說之
民也止者必至之義是而不遷之謂也前
車也當然之義也言明明德於民皆
當此推至吾之民而不遷望諸其民以
盡夫天理之極而與一毫人欲之心能
三者大學之綱領也

天明緒ヲ自今ト得テタラハ是非人ニモ推及シテ
得サセシトレバヤラニソコデ何リ垢リクシク付テ
アルノデハナイヨソフ云テハ良人ト立シテ下ルモ
ト云レモ其ノ東ノ方ヲ一ニヤト成るモタイタ計

テハタチマチ非道ニ陥ル、天心トハ春夏秋冬間違ナク廻リ廻リテヤマザルガ如ク、春ニナツタ處デ春ト知ルヤ一様ノ譯デ、情ノ動力又處デ事ニ應ズレバ必真情ニ當ル、同ジ理也。又氣質人慾ト云フ畏イモノガ出来タゾ。氣質ニハ強イノモアルシ弱イノモアルシ、急イノモアルシ寛ナルモノモアルシ、智ナルモノモアリ、愚ナルモアル。サアコレデ天理ヲヌイフサグト朱子ガ云ハシヤルゾ。人欲ト云フキタナイモノガ人々澤山持溜テイレバ、コレガ第一天理ヲスミニマゲコムノヂヤト六ヶ敷云ハシヤルガ、ミンナガ情ニ落チタ論チヤヨ、情ノ不變前ニオヒテミタガヨイ。自身ト云フノガ見得ンデソレデ虚靈不昧ト云ハレタデハナイカ。自身ト云フノガ見得ナケレバ對立スルモノガナイ、ソレデイヤナ氣質ト云フコトハノケテヨイタガヨイヨ。サア對立スルモノガナケイヤ欲ガヲコラヌゾ、ココガ工夫ノ用ヒ處チヤナイカイ。ソコデ情ノ顯ハレタ前ガ明德ノ地位ナル事ヲ少シニテモ取りツケタラバ、一心不乱ニ修シ行ジテ其氣ヲ失フベカラズ。サスレバ自然ト初ウケタル天理ナリニヤリツクルモノ也。

この坦勁少年に与えられた「欲ヲ離ル所第一ナリ」の箴言^{しんげん}と言ひ「明明徳」の講釈と言ひ、先生の終生を貫いた信條のように思われる。

①安藤佳翠

○和泊字の出身

○明治四十三年鹿児島県師範学校本科一部卒

○古仁屋高等小学校訓導

和泊尋常高等小学校訓導

○文部省中等学校教員検定試験・国漢科合格

○鹿児島市立女子興業学校教諭

○鹿児島県女子師範学校第二高等女学校教諭

○沖縄県立第一高等女学校教頭

○私立鹿児島高等女学校教諭

②「嶋の南洲先生」

○安藤佳翠氏の著書

○昭和十一年十月発行

絶版

○昭和五十六年四月 西郷南洲顕彰会（会長）和

泊町長武田恵喜光 が遺族の承認を受けて再版

し、顕彰会員に配布した。

③「西郷南洲先生と操家」

○安藤佳翠氏の著書

○昭和三十九年甲辰一月発行

④鎌田静碩

○和泊字・鎌田静雄氏の祖

四 西原村の川口雪蓬先生

西郷南洲先生の沖永良部島流謫と時を同じくして、「流罪の身」となっていた川口雪蓬先生のことについて、元国頭尋常高等小学校校長東貞良氏（西原字出身）は、「西原村の川口雪蓬先生」と題して、次のように「西原自治会史蹟部」に寄稿している。

和泊町西原二百五番地久富中忠氏宅地の南西隅に一基の記念碑がものさびて立ってゐる。同町國頭産の黒花崗岩で出来、高さ百二十五センチ、幅五十五センチの碑面には裏面に示す通り記してある。これは安政萬延の交から沖永良部島に配所の月を眺めながら、青年子弟の教育に勵みて國家有為の人物養成に努め、元治慶應の交歸還

した雪蓬川口量次郎先生を追慕する気持から、直接その教授薫陶を受けた十人の遺志を継いで、それらの子孫及字民一同が建立したものである。

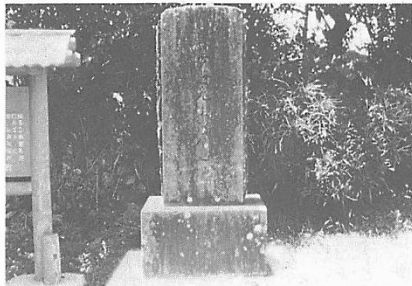
事の謂れを温ねると下の如くである。川口先生の生地は或は水戸といひ、或は京都といつて定かでないが陽明學を修めた勤王家であつた。幕末に勤王討幕の議論が盛であつた安政の頃ほひ、先生は京都で王事に奔走した為に幕吏のにらむところとなり危害が將に身邊に迫つて來たのを直感し難を薩摩に避けて來た。一角の學者であり

勤王の志士であり、加ふるに達筆の書家であつたから藩公の知るところとなり、寫字生の格で召使はれる身となつた。性質が磊落で物にこだはらず氣持よく立働くので主公の覺えもよく側近にて典籍など取扱つてゐた。

好事に魔はつきもの、先生には玉に瑾ともいふべき飲酒の癖があつた。偶々飲代に事欠いた時すまぬとは思ひながら暫くのつもりで藩庫の秘書を持ち出して金を借りた。天の惡戯といはうか先生が未だこれを取り戻さぬうち或日主公から件の書の要求があつたので率直に事の次第を告白し御詫を申し上げ罪を乞ひ奉つた。

綱紀上捨てゝも置けず沖永良部に遠島になつたのだと傳へられてゐる。

當時流人の多くは代官詰所のある和泊を敬遠して田舎に留まり、能なき者は農業を營んで糊口を凌ぎ學ある者は子弟を教育してその届け物によつて生活を支へるのが常であつた。先生もそれにもれず最初は和泊に程近い喜美留村に粗末で狹隘な方丈の茅屋を結び弟子數人を集めて手習などさせてゐた。しかし弟子達は何れ劣らぬ腕白者ば



川口雪蓬先生謫居の地の碑

碑表面		碑裏面	
川口雪蓬先生謫居之地		昭和十三年八月弟子	
西郷隆治敬書		東 一元	東 盛繼
		東 武成	西村 實
		柏 常憲	東 一信
		東 一徳	東 一頼
		池田 祐一	東 稻治
		之子孫及字民一同建立	
		岡山縣岡見正太郎彫刻	
		東貞良撰	
		萬古博	
		餘芳遺烈	

かりで、且學習の熱意がうすい為か一向に成績が良好でない。先生が熱心の割に弟子は冷淡で時には學問など無用の長物だといはぬばかりの態度もあった。それでどうとう流石の先生も面負けの態となり愛想をつかしてしまった。かくて一夜決するところがあり僅かばかりの書籍炊事具、食器、衣類などをからげあげ、生き物の豚の子といつしよに一人で擔ぎ、縁者隣人に無斷で喜美留から北小半里のところに當る西原村へと逸走したのである。

村の人々に事情を話すと皆が非常に同情し相謀つて小屋を建て必需の食品など贈るので先生は安住の土地を得たことを喜び再び弟子を募つて教育の道に精進した。石碑に記されてゐる東一元、東盛繼、東武成、西村實、柏常憲、東一信、東一徳、東一頼、池田祐一、東稻治等の若人十人が自ら進んで先生の教をうけて勉強したので學問の種子は根強く西原に生え着いたのであつた。

後年川口先生は赦免にあひ鹿兒島に歸還することになった。弟子達はその後も勉學を怠らず資産ある者は自費にて之なきものは選ばれて公費により六人の者が夫々上國して更に専門の道を研究した。先生と再會した喜は

譬へんに物なく、その激勵をうけて目的を遂げ歸村して世の為人の為に盡したことは申すまでもない。即東一元は經世の學を修めて戸長及社倉勤務を命ぜられ、西村實も同じく諸役を務め、柏常憲は神社祭式を講習して神職を奉じ、東一徳は教育教授を傳習して學校教師となり、東一頼は醫術を研究して醫師を營み、池田祐一は鍼灸術を傳習して難病を治療したのである。尚上國修學の好運に恵まれなかつた他の四人も指導者として世に立ち後進子弟に及ぼした感化も僅少ではない。これ先生の遺烈の賜として皆が感謝措く能はざるところである。又明治維新前世間一般に學問が行渡らぬ時代に十人の若者が川口先生の教授訓育を受けたので西原村には向學勉勵の氣風が起り道德修行の氣運も動いて人情豊富温厚篤實な民風が自ら出來上つたのである。そして先づ十人弟子の子孫から學者教育家その他の官公吏が輩出し延いて一般家庭からも同様な有為の人物が續出するやうになった。これ十人弟子の餘芳として字民が誇る所以である。要するに悠遠なる西原の歴史は川口先生の謫居を契機として黎明期に入り明治五年九月五日の學制頒布によつて愈々教育が普及し今日に及んだのである。部落の人々は今後教

育教化の維持向上をはかり新文化建設を目差して精進を續けてゐる。「郷土西原」の歌はその意圖の現れとみられやう。

郷土西原

- 一、永久に麗はし われらの郷土
- おゝその西原 道のしまばら
- 二、みちの開租^{みおや}は 川口先生
- おゝその遺烈 萬古つたへん
- 三、教うけたる わかうど十たり
- おゝその餘芳 今にかぐはし
- 四、仰げかゞやく 郷土の光
- おゝその歴史 われら飾らん

前に記した通り川口先生は能筆の書家であつた。「書は人なり」といひ得るならその書は磊落豪放豁達不羈自由奔放等先生の性質その儘が紙面に躍動してゐるやうである。先生は自ら別に狂迂などと稱してゐたがその書にも時に狂体を混へ讀む者をして當惑せしめる事が屢々あるのも特徴の一つに數へられる。

先生が歸還する際愛弟子達に縁額軸物の類を記念に遺

したことはいふまでもない。その他自分が書いた手習の草子愛讀書の拔萃文章の草稿弟子への訓言習字の手本等も分ち與へ特に先生の住居近くにゐた柏常憲、西村實の宅には行李に詰める程もあつた由である。而し玉石を別ち得ない子孫が先生の偉大さに思ひ至らず反故紙として使用し盡し縁額軸物も長い間に起つた風災火災の被害の爲に多くは滅失し現今西原には左の五点が保存せられてゐるに過ぎない。

一、縁額「英達」

- 東一徳曾孫康厚徳所藏
- 二、軸物「主人把酒聞黃鳥黃鳥一聲酒一杯」 東一元子東一直所藏

三、同「旌旗日暖龍蛇動宮殿鳳凰燕雀高」

①（現在松尾家所藏）

四、同「山雨到來風滿樓」

②東一元孫東一意所藏

五、同「己知處無愁無益更覺全生醉有功」

③東一徳曾孫東厚徳所藏

川口先生記念碑裏面の撰文及記事は東一頼の子東一



(五)己 知

(四)山雨到来

(二)主人把酒

熊が揮毫したのである。
本冊子は西村實曾孫西村徹也が書寫したものである。

本冊子は第一冊であつて原本として西原自治會に永久に保存するものである。

(補注)

これら軸物の所有者は昭和十四年当時のもので、その後所有者の変動があつた分について追記する。

- ①現在遠縁の松尾和貴氏所蔵
- ②同家東一徹氏所蔵
- ③親族の東兼良氏所蔵
- ④同家東一之氏所蔵